

## 目次

海外視察調査の概要.....	2
1 視察先の選定.....	2
2 視察において設定した調査項目.....	4
第1章 視察①ドイツ.....	6
1 視察機関.....	6
2 ドイツ及びフランクフルト市の教育制度全般の概要.....	6
3 視察調査結果.....	10
第2章 視察② フランス.....	18
1 視察機関.....	18
2 フランス及びパリ市の教育制度全般の概要.....	18
3 視察調査結果.....	21
第3章 視察③ アメリカ.....	31
1 視察機関.....	31
2 アメリカ合衆国及びカリフォルニア州の教育制度全般の概要.....	31
3 視察調査結果.....	34
第4章 まとめ.....	53

## 海外視察調査の概要

### 1 視察先の選定

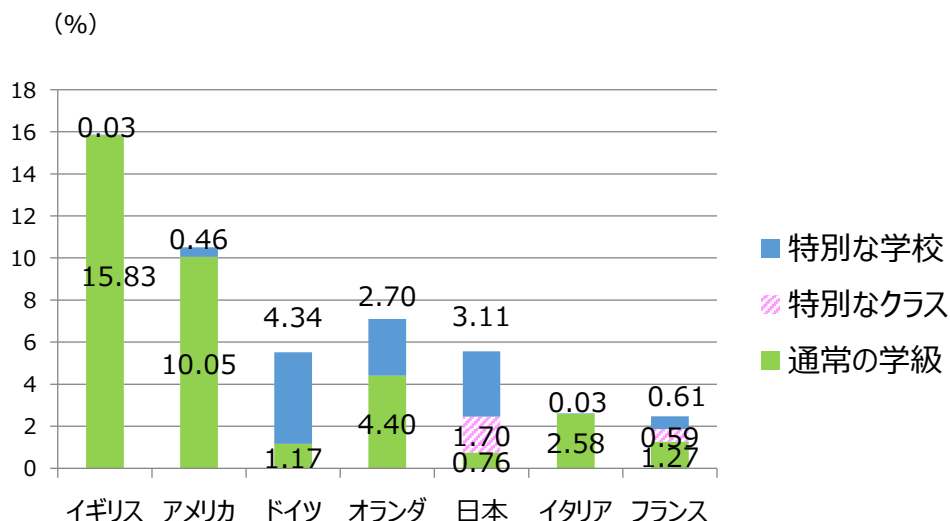
特別な教育的ニーズを有する子供の教育の場では、先行研究により、概ね図1の概況が見られた。先行研究における、各国の特別な教育的ニーズのある子供の捉え方は、国によって異なり、例えば、様々な事情からその国の第一言語の習得が困難な子供たちも含まれている点など、我が国の特別支援教育の制度と異なる点を踏まえる必要があることが分かった。

この点を踏まえながらも、大局的に欧米の2方面の視察先を選定することにした。

欧州方面では、日本と同様に障害者の権利に関する条約の批准後の教育制度の改善を図りつつあるドイツ、フランスを選定した。ドイツにおいては、特別な学校の位置付けが日本の特別支援学校の制度と比較的類似している。また、フランスの公教育の範疇では、障害のある子供が基本的に通常のクラスに在籍しており、日本の通級による指導のように、一部の時間取り出した指導が行われている（図2、表1）。

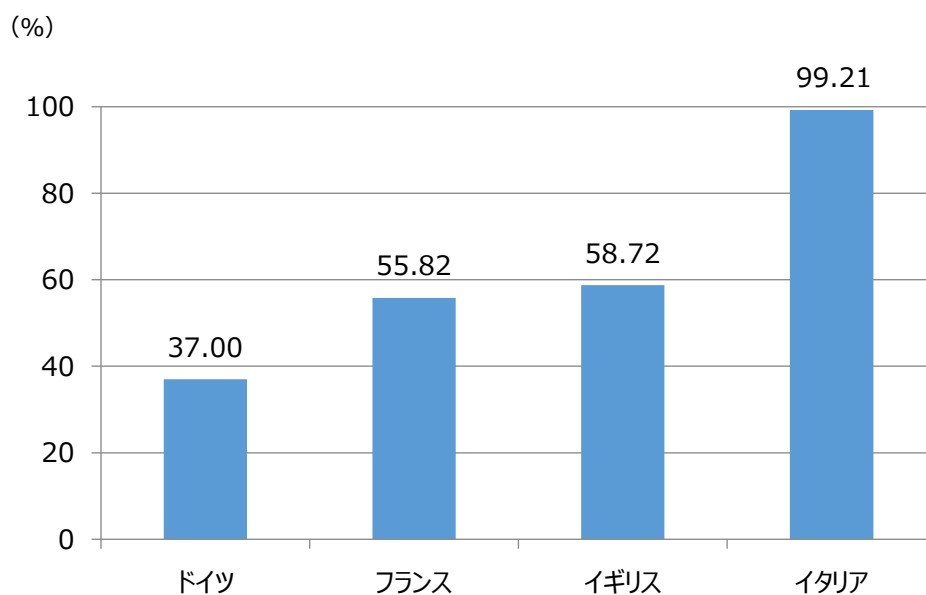
米国に関しては、義務教育の年限等が州により異なるとともに、初等中等教育や制度についても、州あるいは学区によって異なっている。この点を踏まえながら、州の教育省が中心となり、大学と連携して障害者教育のための人材育成を図るなど、様々な取組をしているカリフォルニア州を視察先として選定した。

図1 特別なニーズのある子供の教育の場



独立行政法人国立特別支援教育研究所「国立特別支援教育総合研究所ジャーナル 第4号」  
(平成27年3月)より作成

図2 通常のクラスで80%以上の時間教育を受ける生徒の数



インクルーシブ教育に関する欧州機関統計 (EASIE) 2016 より作成

表1 ヨーロッパの「インクルーシブ教育」に係る傾向

欧州における特別支援教育に係る大まかな制度の違い

- 単一路線型の国 (特別支援学校や特別支援学級は制度上設けていない)  
スウェーデン、ノルウェー、イタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシャ
- 明確に区別される複数の教育制度を設けている国  
ドイツ、ベルギー、スイス、オランダ
- 混合型 (多様なインクル・アプローチ)  
フランス、英国、オーストリア、フィンランド、デンマークなど

国立特別支援教育総合研究所メルマガ連載記事「諸外国におけるインクルーシブ教育システム構築の状況」(2010)より一部加筆して転載

## 2 視察において設定した調査項目

### (1) 本調査における「インクルーシブ教育」の捉え方

文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会報告によれば、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）（平成 24 年 7 月 23 日）（文科省 中央教育審議会初等中等教育分科会）参考」

なお、本調査における「インクルーシブ教育」とは、障害のある者と障害のない者が場を共にして学んでいる状況とした。

視察に際し、各国の教育システムについて、日本の状況と比較できるよう、次のような調査項目を設定した。

No.	小項目	調査趣旨
1	学校の概要	
2	インクルーシブ教育の状況	<input type="checkbox"/> 教育制度とインクルーシブ教育の実際 <input type="checkbox"/> 就学相談や保護者の意識等
3	児童・生徒の状況	<input type="checkbox"/> 学校に在籍する障害のある児童・生徒の状況 <input type="checkbox"/> インクルーシブ教育の対象児童・生徒の状況 <input type="checkbox"/> インクルーシブ教育での児童・生徒への教育・支援 <input type="checkbox"/> 障害種別に合わせた指導の状況 <input type="checkbox"/> 障害の程度に応じた学びの場の状況 <input type="checkbox"/> 卒後の進路等
4	教員・その他指導者等	<input type="checkbox"/> 教員数、教員以外の指導者等 <input type="checkbox"/> 障害種別、程度に応じた人的配置 <input type="checkbox"/> インクルーシブ教育を可能にするための教員養成・研修等 <input type="checkbox"/> 教員の専門性の維持・継承
5	ハード面の整備状況	<input type="checkbox"/> 特別な支援を要する児童・生徒を受け入れるためのバリアフリー等の状況

※ なお、視察機関により、上記内容について、人権等への配慮や公的立場から回答が得られなかった項目もある。

## 第1章 視察① ドイツ

### 1 視察機関

ドイツでは、ヘッセン州フランクフルト市の障害児教育について視察した。

種別	機関名
行政機関	ヘッセン州立学校局フランクフルト支局
総合学校（中等・高等教育）	ハインリヒハイネ学校
特別支援学校	ヴィクトールフランクフル学校

### 2 ドイツ及びフランクフルト市の教育制度全般の概要

#### （1）障害者権利条約関係

○ドイツでは、基本法（Grundgesetz）および社会法（Sozialgesetzbuch）の対象となる法的枠組みにより、障害のある人に対する支援と指針が確保されている。国連障害者権利条約には2006年に署名し、2009年3月に批准した。

○2015年3月に国連の障害者権利委員会で採択されたドイツ政府に対する最終見解では、「第24条 教育」に関し、次のような内容が指摘された。

- ・ すべての州で質の高いインクルーシブ教育制度へのアクセスを提供するため、戦略、行動計画、タイムライン、目標を直ちに策定すること、普通学校に障害のある児童を入学させる義務を認めることを法制化し、隔離された学校を縮小すること、すべての教育場面で合理的配慮を提供し、合理的配慮を法的に位置づけ、訴訟で責任を追及できるよう保証すること、普通教育で手話を提供することを求めた。

「平成 29 年度障害を理由とする差別の解消の推進に関する国外及び国内地域における取組状況の実態調査報告書」（㈱知識経営研究所 平成 30 年 3 月（内閣府委託事業））

○ドイツでは、最終見解を受けて、インクルーシブ教育の一層の徹底化の合意がなされ、2016年6月28日の内閣での「障害者権利条約のための国内行動計画 2.0 (NAP 2.0)」が成立した。

○2015年3月に障害者権利委員会から最終見解が提示されたことを受け、第18次立法機関任期に関する連立協定において、障害者や障害者団体の参加のもと、国連障害者権利条約のための国内行動計画 (NAP) の一層の徹底化についての合意がなされた。この徹底化の過程は、2016年6月28日の内閣での「障害者権利条約のための国内行動計画 2.0 (NAP 2.0)」の成立に帰結した。

## (2) ドイツにおけるインクルーシブ教育の概要

○ドイツは、16の自治権を持つ州によって構成される連邦制国家である。

○教育制度は、ドイツ連邦共和国基本法第7条により、国の監督下にあり、基本的制度はほぼ統一されている。

○教育政策については、各州政府が責任を有し、州ごとに教育制度や実情が異なり、インクルーシブ教育システムの考え方や導入に向けた取組の違いもある。

○「諸外国における特別支援教育」(全国都道府県教育長協議会)では、法令に基づく、インクルーシブ教育の選択方法が示されている。

- ・各州政府はインクルーシブ教育を含む教育に関する法令を所管する。
- ・多くの州では、(子供の症状が重い場合でも)保護者は学校を選択できることを望み、多くの場合は初等学校または中等学校の初年からインクルーシブ教育の下で授業を受けることができる。
- ・完全なインクルーシブ教育が困難な場合には、保護者がさらに申請をし、特別支援学校等で学ぶこともできる。

## (3) ヘッセン州におけるインクルーシブ教育の概要

○2012年、ヘッセン州は、障害者の権利に関する国連条約の実施のためにヘッセン行動計画(「障害者の権利に関する国連条約の実施のためのヘシアン行動計画」)を採択した。アクションプランには、350を超える個別のアクション、200を超える特定の目標、および70を超える包括的なポリシー目標が含まれている。この行動計画では、インクルーシブ教育の概要について、次のように記載されている。

- ・ ヘッセン州政府の目的は、障害者の社会参加を可能にすることである。学校の貢献は、一般教育システムへの参加を可能にすることである。インクルーシブ教育には、ヘッセンの長い伝統がある。1999 年以降、障害のあるすべての子供または 3 歳から 6 歳までの障害のある子供は通常の幼稚園にすることが保障されている。学校では、教員は、障害のある生徒や障害のない生徒を共同教育および協力プロジェクトに含めることについて長年の経験を有している。
- ・ 学校の使命は、子供が最善の方法で私生活と公生活に参加できるようにすることである。インクルージョンは社会全体の課題であるため、これはすべての関係者が協力してはじめて成功する。

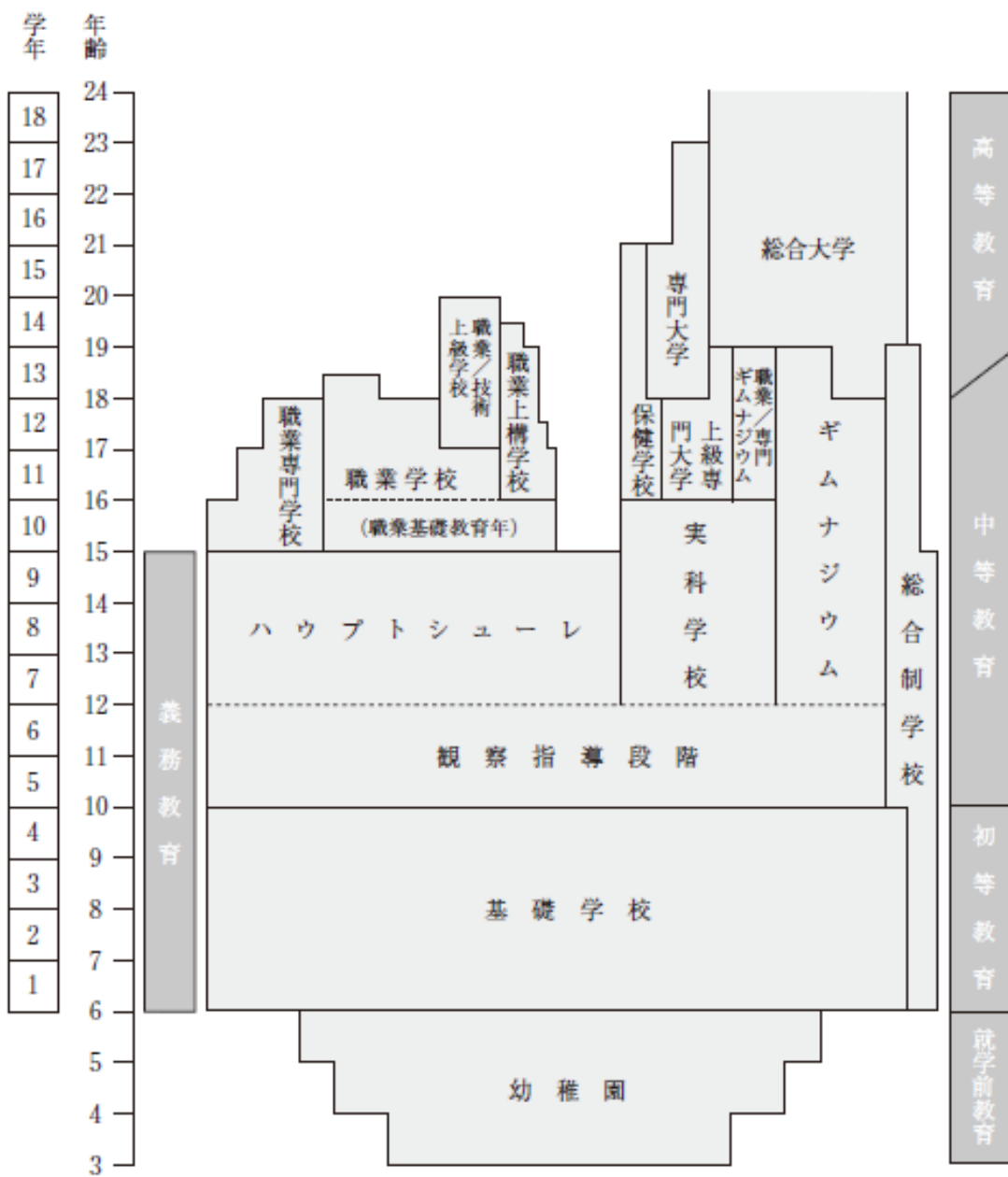
ヘッセン州「障害者の権利に関する国連条約の実施のためのヘッセン行動計画」

(ヘッセン州公式ホームページより作成)

○ヘッセン州には知的に問題のない肢体不自由の子供たちには、全く同じように教育を受けさせるという法律がある。そこで区別や差別はあってはならない。もちろん障害の程度によって、特別なメソッドや基準を入れることについては、その学校の担当の教員と相談をして決定する。



(4) ドイツの義務教育の体系



文部科学省「諸外国の教育統計」(平成 31 年版)

### 3 視察調査結果

#### (1)ヘッセン州立学校局フランクフルト支局（行政機関）

フランクフルト支局では、ヘッセン州における教育行政について説明を受けた。



#### インクルーシブ教育の状況

- ヘッセン州では、特別支援学校と、インクルーシブな通常学校の2つのシステムをとっている。1970年代から通常の学校での障害のある子供の受入れ自体はやっていたが、インクルーシブな教育を望む保護者の意向に沿うという面が強かった。
- 教育行政は州により異なり、特別支援教育が分離教育ではないかという意見が強く、特別支援学校を廃止した州もある。特別支援学校を廃止したものの、課題が顕在化したという例もある。
- 就学は、保護者の希望が第一に優先される。特別支援学校が適した障害の程度の子供について通常の学校を保護者が希望した場合は、特別支援学校の予算を通常の学校に振り分ける。
- 教育の現場においてどういった支援をしていくかについて、保護者と意見が対立することもあるが、子供を通常の学級に入れるか入れないかについては、保護者との摩擦は多くない。
- ドイツでは初等教育を通常10歳で修了後、進路は分かれる。実科学校や基幹学校ではインクルージョンができるが、ギムナジウムについては、肢体不自由や聴覚などの障害についてはインクルージョンができて、学習障害や知的障害などの障害については、まだインクルージョンができる状態にない。

#### 児童・生徒の状況

- フランクフルト市には80の小学校、15の特別支援学校がある。特別支援学校の種別は、聴覚、視覚、肢体不自由、知的障害、学習障害、行動・情緒障害であるが、現在は学習障害の特別支援学校は廃止されている。肢体不自由障害の子供は、知的障害がなければ通常の学校に行くことが多く、特別支援学校に行く子供には、肢体不自由に加え他の障害も多い。
- 約15年前から、障害があっても通常の学級に入りたいという子供の数が増えている。ドイツは、2009年に条約に批准し、それから約10年の間にさらに対象者が増えている。
- フランクフルト市全体で、約1,900人の障害のある子供が通常の学級に入っている。フランクフルトには総合学校や実務学校などを含めて128の学校があり、9万人の子供たちが在籍している。インクルージョンのクラスに入っている子供は、小さい小学校では2人の場合もあるが、多いところでは40人であるなど、学校、地域により異なる。
- フランクフルト市では、人口増が著しく、毎月1,300人ずつ子供が増えている状況にある。10年で20校学校を増やす必要がある。

- 就学にあたっては、発達診断などの数値で評価を行い、85 以上は通常、次はグレーゾーンという数値で測り学習障害を判定する。（EU においては）このような方法はドイツとオーストリアだけが行っていると認識している。
- 他害・自害傾向のある子供については、インクルーシブな教育での受入れは難しい。
- 学校に行けない子供には、訪問教育もあり、障害・病気の程度にもよるが、1 日 2 時間の教育を受けられる。

### 教員・その他支援者等

- 教員は州の公務員のため、州が特別支援学校や支援教員になる資格を持つ教員を、地区ごとに何人ずつと割り振る。
- 市には、通常の学校で特別支援を受け持つ教員は 284 人おり、市が各校に振り分けている。支援を必要とする生徒は増加傾向にあるが、教員数は限られているため、その配置が課題である。
- ソーシャルワーカーなどの専門家は、市が学校に割り振って派遣するが、介護員の配置は、保護者が市の福祉部門に申請する。
- 介助員や学習支援員については、学校に 1 ～ 2 名、独自に加配することができる。

### ハード面の整備状況

- 新築の学校は、全ての障害種別の子供に対応できるような施設設備を備えることとしている。
- 既に建っている学校への整備充実はすぐにはできないが、徐々にバリアフリーな施設に整備していくことを目標としている。

### その他

- 6つの区域ごとに、相談センターとなる特別支援学校があり、地域住民や小中学校、地域の関係機関の相談を担っている。
- 視覚障害や聴覚障害など、支援の専門性を要する障害を扱う特別支援学校がセンターとなる場合は、区域に関係なく相談を受け付けている。
- 特別支援学校からセンター業務として派遣される教員は、授業や指導は担当せず、スーパーバイズに従事する。

市内の各学区の地域特性に応じた支援を行っている。



教育行政担当者からのヒアリングの様子

## (2)ハインリヒハイネ学校（総合学校（中等・高等教育））

ハインリヒハイネ学校では、学校でのインクルーシブな教育の状況と、特別支援学校からの支援について、説明を受けた。



### 1 学校の概要

- 中等・高等教育を担う総合学校で、ギムナジウムとレアルシューレ、ナディック実科学校とハウプトシューレの3つのコースを持っている。約 1,000 人の生徒、75 人の教員がいる。
- 障害の捉え方として、障害の程度が重い場合を「障害」、障害の程度が軽い場合を個人の「特徴」としている。「障害」は5種類に区分され、聴覚障害・視覚障害・肢体不自由・知的障害、ほかの病気を持っているケースをさす。「特徴」は種類に区分され、学習障害、行動や感情の激しい、言葉が出にくいケースをさす。合計で8つのカテゴリーを設けており、ハインリヒハイネ学校では、学習・感情・言語を扱っている。
- ハインリヒ・ハイネ学校は、オフエンバッハ地区に属しており、その地区の特別支援学校がスーパーバイズをしている。

### 2 インクルーシブ教育の状況

#### （就学の仕組み）

- 小学校は文部科省の管轄、幼稚園は厚生省の管轄のため、特別支援学校の教員や支援員が、幼稚園に入り込むことはできないが、学校に上がる1年か1年半前の就学の申し込みの段階で、相談を受けられるようになり、幼稚園の教員と協働できる。障害などが認められる子供の場合、より早期からの相談窓口も利用できる。
- 現在、就学に際して、保護者の希望が重視されるようになってきており、保護者への配慮として、できるだけ時間をかけて相談をしている。最終的に就学先の判定結果が出た時に、受け入れられない保護者もいるが、判定結果を基にしながら、実際に子供の就学先を決めるのは、保護者の判断になるため、そのような配慮が求められている。
- 学校の選択については、保護者の希望が尊重されるが、インクルーシブ教育を取ることが決まった場合には、教員の意見も尊重される。

#### （インクルーシブな教育の種類）

- インクルーシブな教育には2つ方法がある。1つは、通常のクラスに知的障害の子が1～2名程度入り、支援を付ける方法である。もう1つは、通常のクラスに頻繁に行くが、勉強は特別な学級でやるという方法である。ハインリヒハイネ学校は前者である。近隣の2校で後者の方法をコーポレーション（共同学級）として取り組んでいる。共同学級の子供も、必ず、毎日2～3時間は通常学級の子供や教員たちと時間を共にするようにしている
- インクルーシブ教育は、学校局の管轄になり、その下に各種委員会があり、さらに、各学校の校長約25人の協議の場がある。そこでは、学習内容や指導・教育の方法だけではなく、個々の子供たちに対しての進路選択についても話し合われている。

- インクルーシブな教育については、学校ごとに、管理職と現場教員、センター（相談窓口）が相談しながら進めている。また、学校の通常の教員は特別支援教育の専門教育は受けていないため、派遣された支援員、教科担任と相談しながら行う。
- 情緒障害・発達障害があり、授業中に落ち着かないなど、他の子供に対して行動面で影響を与えてしまう子供たちをどのように受け入れ、ほかの子供や保護者に認めてもらうかは、大きな課題である。

### 3 児童・生徒の状況

- 視察校では、学習障害や情緒障害、言語のカテゴリーの子供の数は 35 人で、予防段階の子供たちは 20 人程度である。
- 知的障害が重度の子供は、通常のクラスの子供と一緒に勉強はできないが、何時間かは勉強する権利があるため、支援員を付け、1 日数時間、その子のための授業を行う。それと並び、学校生活を共にするという権利があるため、介助者を付けて 1 日のうち何時間かは学校生活を共にさせる。介助人の費用は、保健局が負担する。

### 4 教員・その他支援者等

- 知的障害が重度の児童・生徒には、支援員を付ける制度がある。
- 医療保険で対応する介護人の制度もある。
- それぞれの子供が到達すべき目標やどのような人的支援が必要かなどについては、学校、保護者、支援教員、センターが計画を立て、発達や状況を見ながら計画を書き換える。
- ドイツの学校には必ず、授業はもたずに子供たちの相談事を受ける専任教員がおり、ハインリヒハイネ校にも 3 人配置している。

### 5 ハード面の整備状況

- 車いすの子がいるため設備を変えなければならないが、エレベーターがまだ付いていない状況である。

### 6 その他

- 特別支援教育のセンターとして、教員が管轄する学校は 28 あり、管轄校ごとの支援教員がいる。28 校には、3 つの学習・感情・言語の障害が認められる子供が約 240 人いるほか、予防の対象となる子供が約 460 人いる。子供たちの行動等について、支援員、相談員、学校カウンセラーなど相談に乗る専門の教員がチームを組み、4 週間～ 6 週間ごとに問題のある子供たちをテーマにした相談会を開いている。
- ドイツでは、チームでの教育を重視しており、教員が定期的に異動することはない。なお、特別支援教育教員資格を取るのに、7 年を要し、実習も 20 か月要する。
- ドイツの学校には、専属の養護教員はいない。
- ドイツは、特に 2014～2015 年から難民の受け入れが 100 万人以上となり、その子供たちへの教育として言葉の問題が大きくなった。ハインリヒハイネ校ではドイツ語を 2 年間集中的に学ぶコースがある。

○義務教育段階の発達障害の子供の出現率は 2015 年頃の統計では、約 4.2%が学習障害や言語障害などであるというデータがある。



ヨーロッパシュールとして、各国と盛んな交流活動を行っている。交流校の所在地の方角を示すプレートが付いたモニュメント



生徒たちの絵が校内に展示されていた。  
芸術活動は盛んで、紙のドレスを製作してのファッションショーなども行っていた。

地域の特別支援学校のアドバイザーも交えてディスカッションを行った。  
日本での特別支援教育、インクルーシブな教育について、高い関心が寄せられた。



### (3)ヴィクトールフランクル学校（特別支援学校）

ヴィクトールフランクル学校では、特別な支援を必要とする子供への特別支援教育と地域のセンターとしての役割について、説明を受けた。



#### 1 学校の概要

- ヴィクトールフランクル学校は、肢体不自由児の支援学校で、小学校、中等部、上級部がある。
- ドイツでは、小学校は1年生～4年生までだが、障害のある子は通院の必要などがあるため、5年生までを小学部にしている。中等部は6年生～8年生、上級部は9年生～12年生までである。上級部では職業訓練や、自立についての教育を行っている。

#### 2 インクルーシブ教育の状況

- 視察校では、障害者の権利条約施行からの8年間でインクルージョンに関して様々なことに取り組んだ。センターと相談窓口、現場との連携が整い、現場の教員もいろいろなことを学んだ。しかし、実際に現場でその子に応じた指導をするときの組織の問題などは、常に課題としてある。
- インクルージョンのクラスに入った子がアグレッシブである場合には問題になるケースがある。

#### 3 児童・生徒の状況

- 視察校には、肢体不自由と知的障害を合わせ有する子供が在籍している。知的障害を伴わない場合は、地域の学校に支援を受けながら通うことが多くなっている。
- フランクフルト市は特に支援が充実しているため、視察校には、国内から重篤な障害のある子供のいる家庭が集まってくる面がある。人工呼吸器が必要な子の場合、その子のために看護師をつけるが、それも医療保険から支払われる。視察校にも専属の看護師はいるが、重篤な子供はその子だけの看護師を連れて当校に来る。
- 障害の程度によるが、作業所で仕事ができる子供は作業所に行く。それが難しい子供は、介護施設に行っている。

#### 4 教員・その他支援者等

- 視察校では、授業をする教員、セラピーをするセラピスト、治療を行う看護師などの医療従事者が働いている。教員としてフルタイムで働いているのは40人、福祉関係で子供の世話をする介護士が18人いる。40人の教員と18人の介護士は、ヘッセン州の公務員として働いており、さらに12～13名のセラピストが外部の施設から、さらに12人くらいが地域から来ている。また、11人のボランティアも来ている。加えて、非常勤のスタッフが20人、それ以外にも台所や事務の業務を行う人がいる。
- 学校に常駐する医師はいないが、保健局や学校医、専門の医療技師が定期的また必要に応じて訪れる。当校に入学する判断をするときは、全て医師の診断を行っている。

- 看護師は常駐しており、看護師の判断で近くの医師に相談する。重篤な障害のある子供はかかりつけの専門医がおり、常にコンタクトを取っているため、何かあればすぐに相談できる。

## 5 ハード面の整備状況

- 視察校では、作業療法、理学療法、スピーチセラピー、アクアセラピーなどあらゆる治療が受けられる設備が整っている。

## 6 その他

(フランクフルトの障害児教育の状況)

- 障害の重い子や、保護者が特別支援学校を希望している子は視察校に来るが、比較的程度の軽い子供たちは通常の学校に行っている。特に小学部では、通常の学校に行く子供たちが最近が多い。
- インクルージョンするかしないかは、基本的には、保護者の希望を尊重する。保護者が就学させたい学校がバリアフリーでない等の事情があれば、他の学校を探して提案する。しかし、その前に、当校の教員たちとよく相談して、施設的に就学が難しいということについても相談の中で共有するため、理解が得られ、争いになることはめったにない。
- 明らかに障害がある場合は、年齢の低い段階から相談窓口も支援もあり、その時点から先のことを考える保護者もいる。学校やセンターは、保護者との摩擦を避けるためにも意見を尊重し、うまく事が運ぶように相談やアドバイスをする。
- 保護者が最初から支援学校を希望する場合で、支援が必要なことが分かる報告書を持参している場合は、特に支援委員会などを開くことなく、受け入れている。
- インクルージョンが始まって、特別支援学校に来る生徒は少しずつ減ってきている。
- 障害・病気の重篤な子供については、院内学級もある。どうしても外に出られない子供には、自宅で授業を行う場合もある。その場合には、別の特別支援学校から派遣している。基本的には、障害のある子供も通常の義務教育期間を守らないといけないが、医師の判断で猶予されることがある。

(地域機関との連携の状況)

- 視察校は相談センター機能を担っており、フランクフルト市だけではなく、その周辺部もカバーしており、合計 150 人分の支援について相談を受けている。
- 視察校の 3 人の教員と 2 人のセラピストが、フルタイムで対応する。各学校にも専門の支援員がいるが、そこに視察校の教員が出向いて、高度な経験と知識からアドバイスを行っている。
- 特に重要なのは、子供が学校に入るときのアドバイスであり、また、5 年生に進級する際の学校段階が変わる時に、どの学校に行くべきかという助言も大切である。
- また、障害のある子供が学校に通う際に、机の形や必要な器具などの助言をしたり、器具の医療保険の申請も手伝う。
- 各学校には特別支援の専門の教員がおり、その学校がある地区にも相談の窓口がある。当校は、さらに専門的な相談をする窓口になっている。
- 聴覚障害や視覚障害など、視察校と異なる障害分野については、他の相談窓口がある。

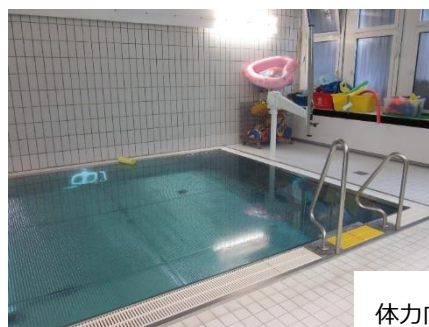


車いすや装具は医療保険により支給される。



視覚障害児のための専門教育の部屋

日本の特別支援学校と同様に  
スクールバスで登校する子供もいる。

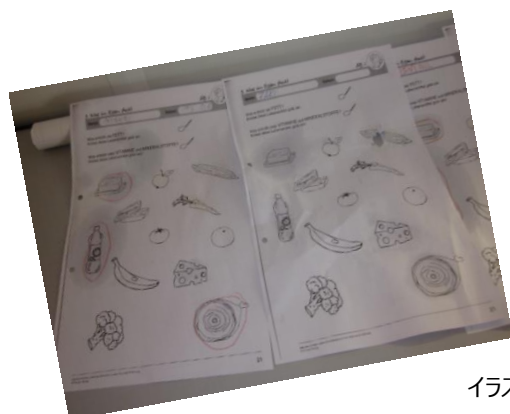


体力向上、健康増進のために  
プールでの活動は欠かせない。



知的障害のある生徒のためのクラス。  
日常生活での自立をテーマにグループ活動を行う。  
この日テーマは、町やショッピングセンターに  
どのような手段で行くか？であった。

パソコンはグループに1台配られ、  
得意な生徒が道順の検索の仕方などを教えていた。



イラストで物の名称を学習する教材（高等部段階の教室にて）

## 第2章 視察② フランス

### 1 視察機関

フランスでは、パリ市の障害児教育について視察した。

種別	機関名
研究機関	障害のある若者の適応教育高等教育研究所 (INS)
小学校	ジャンジョーレス小学校 (Ecole Élémentaire Jean-Jaurès)
中等教育学校 (中学・高等学校)	カミーユ・セ中学・高等学校 (CITE SCOLAIRE - LYCEE COLLEGE CAMILLE SEE)
特別支援学校	ル ファール医療・教育研究所 (Institute Medico - Educatif "Le Phare")

### 2 フランス及びパリ市の教育制度全般の概要

#### (1) 障害者権利条約関係

- フランスは 2007 年に障害者権利条約に署名後、2010 年に批准している。批准に向けて、2005 年には 1975 年に制定されたフランス障害者基本法の改正が行われた。
- 2005 年の障害者の権利及び機会の平等並びに参加及び市民のための法律障害者基本法では、障害のある人々の平等な権利と機会、参加、及び市民権について、障害のある子供が、学校教育を受ける権利を保障している。教育制度は、障害のある子供の自宅に最も近い学校への通学を保障する責任がある。

#### (2) フランスにおけるインクルーシブ教育の概要

- フランスでは、6 歳から 16 歳までのすべての子供を義務教育の対象としている。
- 6 歳未満（義務教育年齢以前）の障害のある幼児は、他の幼児と同様に、保育所、デイケアセンター、チャイルドマインダーなどへ通園できる
- 必要に応じて、障害のある幼児の入院は、医学教育サービス、小児および妊産婦保護サービス（PMI）、さらには病院サービスによってサポートされる。重度の障害がある子供に医療が必要な場合は、医療サービスを提供している保育園に入ることも可能である。
- 義務教育の間は、原則、通常の学校に在籍し、保護者の選択により、公立・私立が選択できる。

- 小学校やコレッジ（中学校）では、共通の基盤を獲得するのが困難な生徒には、個別の支援が提供される。学習者が知識、スキルまたは態度に関して深刻な問題を抱えている場合、任意の時点でパーソナライズ教育成功プログラム（PPRE）から支援を受けることができる。
- 学校間（通常学校/特別支援学校）や他の支援機関（例えば健康、社会サービス）との間の交流については、2009年4月2日の政令第2009-378号において、通常の学校、コルジェ、リセへ、教師ではない健康管理の専門家の参入を可能にし、促進することを目的としている。

### （3）パリにおけるインクルーシブ教育の概要

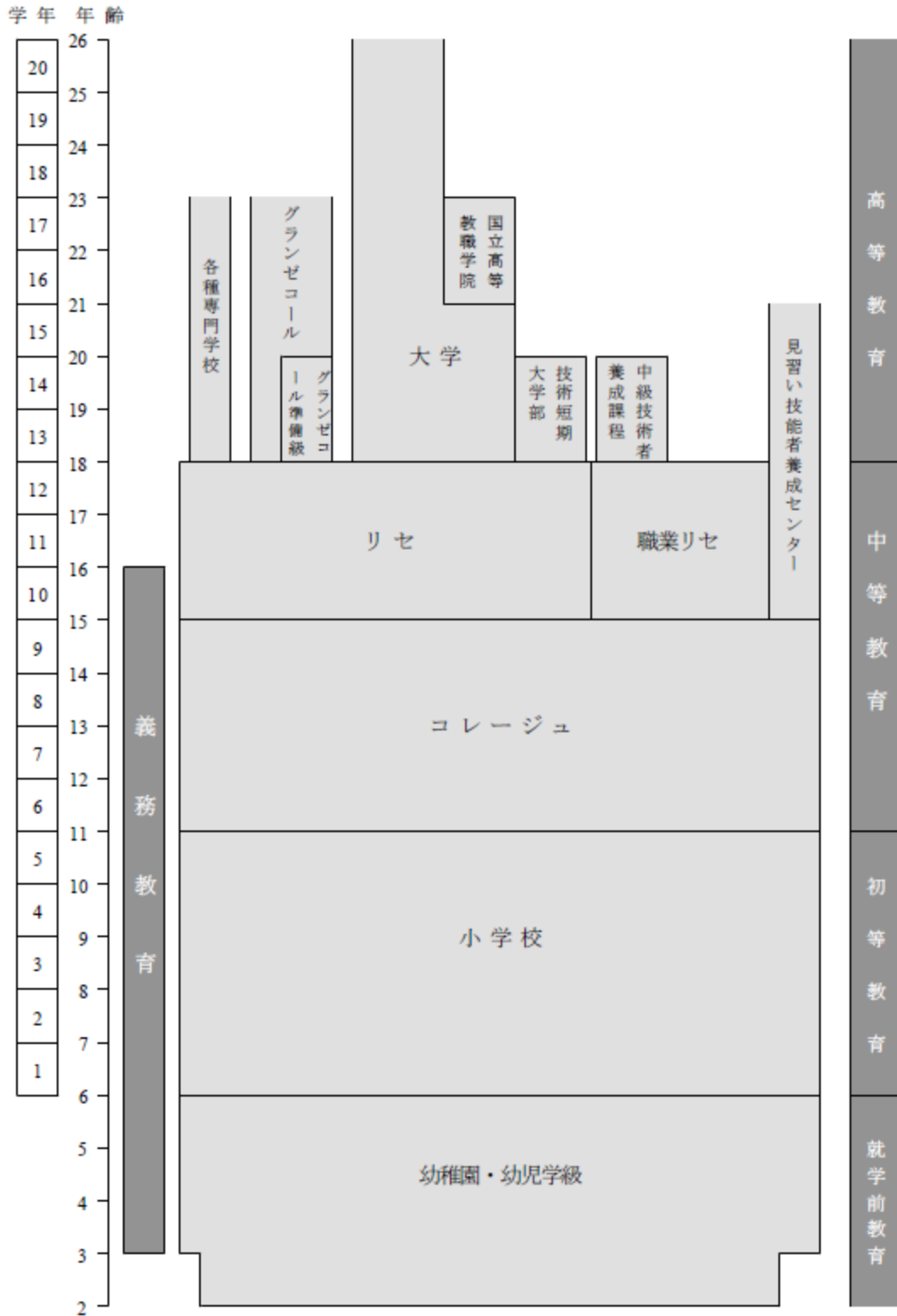
- 文部科学省初等中等教育局「諸外国の地方自治制度（2013）」によると、「フランスは伝統的に中央集権的な教育行政制度が採用されており、国民教育省は、初等中等教育について、教育課程の基準の設定から予算・人事まで広範な領域に強大な権限を有している」とされる。

#### 教育施設等関連用語

- IEM（Institut d'éducation motrice：運動教育研究所）：IEMは、重度の運動障害または身体障害のある子供を受け入れる施設。一般に3～20歳の子供は、これらの施設に紹介される。
- UEE（Unité d'enseignement externalisée：外部委託教育ユニット）：UEEは医療社会施設（IME / IMPRO、ITEP、IES、IEM）の子供が通常の学校で（部分的または全体的に）学校教育を受けるためのユニット
- ULIS（Unité Localisée pour l'Inclusion Scolaire：インクルーシブ教育のためのローカルユニット）：第1度および第2度の障害のある生徒の学校教育のためのユニット
- PAI（projet d'accueil individualisé：個別の受け入れ計画）：特に障害者の健康状態（慢性疾患、食物不耐性、アレルギー）が原因で生徒の学校教育が管理を必要とする場合（その後に治療が必要な場合）に設定される計画
- SAPAD（Service d'Assistance Pédagogique à Domicile：家庭教育支援サービス）：家庭での教育的ケアによる健康上の問題や事故を子供や青年に提供することを目的とした部門別教育プログラム
- CNED（Centre national d'enseignement à distance：フランス国立遠隔教育センター）：様々な理由で授業に参加できない生徒の学校教育をサポートする遠隔教育の公的事業者

出典：L'Education nationale en chiffres、2017より作成

(4) フランスの義務教育の体系



文部科学省「諸外国の教育統計」(平成 31 年版)

### 3 視察調査結果

#### (1)障害のある若者の適応教育高等教育研究所（INS）（研究機関）

INS は、視聴覚、自閉症、病児教育などの専門的な教育や、インクルーシブ教育についての国のアカデミックな研究機関である。INS では、フランスの教育全般について説明を受けた。

##### 機関の概要

○INS は、以前は視聴覚障害や身体障害に係る教員の教育機関であった。現在は、視聴覚や身体障害に係る教員の教育のための機関であり、よりアカデミックな大学研究レベルで、インクルーシブ教育や視聴覚、自閉症、病児教育に関する研究を行っている。



##### インクルーシブ教育の状況

- 国連の障害者権利条約、あるいはフランスの法律の義務教育の「義務」というのは、教育を与えることであって、学校に行くことではない。公立の学校で普通にインクルーシブ教育を与えないといけないという法律はない。
- 視聴覚に問題がある子どもは、保護者がインクルーシブを嫌がる傾向がある。フランスでは専門の学校が発達しているので、そちらで受けたほうが子どもにより良い教育が受けられると保護者が考える。

##### 児童・生徒の状況

- フランスの基本データとして、小学校は全部で5万校、中学校が7,200校、高校が4,200校である。ULIS（インクルーシブ教育のためのローカルユニット Unité Localisée pour l'Inclusion Scolaire）は、全国に小中高合わせて1万校ある。また、MDPH（県の障害者センター maisons départementales des personnes handicapées）に認められた障害児が、全国に33万人いる。なお、義務教育期間中の子供の数は、小中高合わせて1,240万人である。（小学校が多いのは、フランスでは、人口が減っても市町村がなくなることは政治的にないためである。）
- 非常に障害の重い、呼吸器や車椅子が必要な子供たちは、インクルーシブ教育の対象ではなく、IEM（運動教育研究所 Institut d'éducation motrice）の施設におり、そこで教育を受けている。IEMは1940～1945年頃から、保護者の会や患者の会が主体となり設置が始まった。IEMは治療を目的としたカリキュラムを提供している。
- IEMにいる自閉症の子供が学校に通えるように、学校に設置するユニットUEEもある。学校でインクルーシブな教育を推進する動きの一環であり、先生は文部科学省から来ているが、ソーシャルワーカーなどの特別教育者はIEMから来ている。

- SAPADO というボランティアの先生が患者の家まで行き、自宅で授業をするというシステムはあるが、一般的ではない。また CNED という、自宅で学べる通信教育や e—ラーニングのようなシステムがある。
- 重度の障害者が普通の学校に行きたいという声は、フランスではあまり聞いたことがない。
- ULIS を卒業した子どもたちは義務教育を終えたあと、保護者と話し合い、就労できるように教育を受け、保護工房などで仕事をする。大学に行く人もいると思われる。

### 教員・その他指導者等

- 特殊教育の資格取得には 1 年かかる。最初にインクルーシブの意味や位置づけを学び、法制、教育方法、アクセス、家族との関係、次に視聴覚に問題のある子向けの対応を学ぶ。さらに、ULIS、鑑別所や少年院での教育についてケーススタディーを行う。1 日だけのプログラムや 2 日間プログラム、1 週間プログラムなど、ショートプログラムもある。

### その他

- 現在は、施設の増設よりも他職種連携を強化している。これまでとは異なり、学校の教員が特殊教育者や障害児に関して、医療者の所に話を聞きに行く、一緒に何かを行うという連携を、学校、施設、県の施設など、場所を変えて行う動きがある。
- フランスの場合、PAI という、個別にスタッフが付き添うプランがあり、それにより障害がある生徒を受け入れることができる。例えば、糖尿病でインシュリンを打たなければいけない、喘息で時間になったら薬を飲まなければいけない、てんかんの薬を飲まなければいけないなど、学校で継続的にそういう治療を必要とする人のためのサービスである。
- MDPH は、子供の障害の認定を行うほか、学校に就学する際の支援方法の審査や予算の配分、障害者手帳の認定などを行っている。MDPH でプロジェクトを立て、子供にとって学校が安全な場であると認められないと、学校に入れない。
- 障害を持つ子供に看護師を付けて学校に行きたいと、MDPH に申請した場合、予算上限が決まっているため、どの福祉給付をカットするかという交渉となる。



レクチャーの様子

## (2)ジャンジョーレス小学校（小学校）

ジャンジョーレス小学校では、特別な支援を要する児童を必要な時間取り出して教育する ULIS を視察した。

### 1 学校の概要

○ピュトー市（4万6,000人）に2校ある ULIS を設置する公立小学校である。

### 2 インクルーシブ教育の状況

○定員 12 名の ULIS を設置している。

### 3 児童・生徒の状況

○ULIS には、知的障害のある子供が在籍しており、個別の計画のもとに、その日ごとの時間割で、通常のクラスや ULIS でのプログラムを受ける。

○ULIS を利用していたのは、軽度から中度の知的障害のある子供であった。言語化や感情表出ができる子供から、言語活動の困難な子供までが在籍していた。

### 4 教員・その他指導者等

○スピーチセラピスト（ST）、プシコモトリス（精神運動士）、パラメディカルケアス、特殊教育のためのスペシャルエジュケーションの4人が、週1回、担当の日に来校する。

○スピーチセラピスト（ST）とパラメディカルケアスは、自分のオフィスを開業しているが、週に何回か学校に来る。これらの役職は国家資格である。

○ULIS では、教員が不足しており、新卒の教員は ULIS に入れられることが多い。

○特殊教育の免許を持っている教員も不足している。ある程度のキャリアがあれば、3年間は無免許での活動が認められている。3年以上やる場合には、INS で教育を受ける必要がある。INS で教育を受けるためには、1年間仕事をしながら、夜に参加する必要がある。

○担任の教員とプランニングするだけでも大変である。普通の一般クラスに入れば、文部省が決めるカリキュラムに沿ってやれば良いが、ULIS では、何も無い状態のため、初めは試行錯誤する。現場の教師としては改善してほしいと思っている。

○教科書は全国一律ではなく、教員が自分で決めて1年間行うため、教育の質の違いがとても大きくなる。

## 5 ハード面の整備状況

○建物に工事をするのが難しく、階段や廊下なども状況から、車椅子や肢体不自由の子供は視察機関の ULIS では受けることができない。

## 6 その他

○ピュトー市（4万6,000人）の2校のULIS同士で連携したり、話し合ったりすることはない。

○ULISに入れずに普通の学校に通う子供は、個別の計画は作られずに、他の子供と同じ授業を受けることになる。

○フランスで教員になるためには5年かかる。高校を卒業してから大学入学資格を取るのを「バック」と言い、それから5年必要である。小学校の教員は障害教育が義務化されていて、1年に何ユニットかプログラムを取らなければいけない義務がある。中学校以上の教員については、障害教育の受講義務が立法化されたが、省令が出ていない状況である。



登校時は、学校の門が開くまで、皆外で待っている。

朝学校に来ると、自分の絵の描かれたフックに上着や荷物をかける。

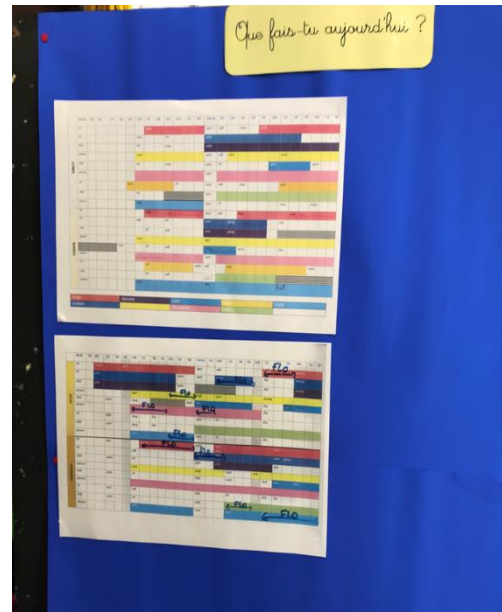




「今日は何をやるでしょう？」

日ごとに、子供たち一人一人が受けるプログラムや  
教室名が書かれており、

子供たちは勉強道具を持って自分の教室に向かう。



子供たちに絵で示した物の名前を読み上げさせ、  
発音などを指導していた。



教室は構造化されていて、その時の子供に適した内容で、一人  
での活動や、グループでの活動など、適した場で、授業や活動がで  
きる。



#### (4)カミーユ・セ中学・高等学校

カミーユ・セ中学・高等学校は、ULIS で特別な支援を行っており、教育省からの説明や、当事者の生徒からのプレゼンなどを受けた。

##### 1 学校の概要

○カミーユ・セ中学・高等学校は、ULIS のある公立の中学・高等学校である。全生徒数は 1,300 人で、11 歳～15 歳の中学生が 730 人、高校が 480 人であった。

##### 2 インクルーシブ教育の現状

○障害者向けのプログラム運営は、学校、保護者、協力者、この 3 つのパートナーの連携があって初めて可能となる。学校のみで全てができるわけではない。

○プログラムの運営に当たっては、誰を受け持つか決定し、そのニーズ、プロセスを見ていく。そのアセスメントが重要である。

○ULIS の目的は 3 つある。まず、社会性・関わり性を持たせること。学校の活動も行って勉強をさせること。将来的な目標があったほうが進みやすいため、特殊教育に進むのか、一般の大学に行くのか、そのプロジェクトを立てることである。

○個別の各自のプロジェクトについて、サポーターやいろいろな機関や組織と連携を取って、協力して個別の PPS と呼ばれるプランを立てる。その子供、あるいは保護者の希望と本人の能力と合致するように作成される。

○PPI という個別の教育のプロジェクトもある。アセスメントは算数が 5、国語が 2 というものではなく、その子の能力が仔細に記載されており、MDPH にも提出される。指導要綱が決まっており、何に、何回トライしたか、そのためにどういうヘルプがあったか、それからキャパシティーとして、どこまで伸びることができたか、最後にエバリュエーション、「完全にできた」から「全くできなかった」までの 4 段階評価で提出する。それがアセスメントの結果である。

○特別学級では、授業が開始される前に今日のプログラムが決まる。自分のスケジュール帳に今日のプログラムを記入し、それらが全部できたら保護者の指し確認マークを付けることとしている。保護者の確認マークがそろったら、例えば、ゲームをやってもいい、昼寝をしてもいい、本を読んでもいいなどとしており、自分が好きなことができるということが目標になる。うまくできなかったときには罰点として赤い色のマークが付き、あまりに赤が多かったら、やりたいことができない、掃除をするなどの罰ゲームもある。

○幼稚園から 5 年生までの教科書を全て受け取り、色々なものを使っている。ただ、配布される教科書は幼なすぎる内容のため、思春期前の年齢の子には使っていない。

○インクルーシブ教育は、個々の差が大きい子供たちへの対応が基本である。この学年はこれ、このクラスはこれとまとめるのではなく、みんな一人ずつ異なり、違いがあるということがベースになっており、各自に合うように授業を行う。

○言語力やコミュニケーション力にも差があるため、手話の派生形のサインを使用してコミュニケーションを取ることもある。ピクトグラムで、「静かに」とか「絵を左に手を右に」とか、視覚的に示すなどして、気が散らないようにしている。

### 3 児童・生徒の状況

- 特殊な医療ケアや特別な個別のプロジェクトを持たせて、教育支援を必要としている子供たちが10人に1人（120人くらい）いる。
- 特別な支援が必要な子供たちが多く在籍しているのには、学校の近くに2つの大病院（小以下専門のネッケル病院、運動障害専門のジョルジュ・ポンピドゥー病院）があるためである。
- 知的障害の軽度から中度の子供が在籍しており、ピタゴラスの定理を5年生でできる子供もいる一方、3枚の絵の連続性が分からない子もいるとのことであった。

### 4 教員・その他指導者

- ULISの子供に対しては、音楽と文学と体育は教員が来るが、それ以外は全てULISの教員が行う。
- スタッフとしては、教員、校医、常勤の学校のナース、10人のAVSがいる。AVSは公的に雇用されており、AVSは合計で約20の子供に付いており、残りの100人は一般クラスで授業を受けている。クラス全体や複数名をみるAVSもいる。
- 子供の状況に応じて、運動療法士や心理運動療法士というパラメディカルの方が来て、その時間はケアに行く、個別にドクターと治療に行くといったプログラムを組み合わせでスケジュールを立てる。治療に行く日は病院に行き、授業がある日は学校に来るという形である。
- 看護師には、ケアと予防についての教育もされている。
- 基本は公費でAVSの費用が出ているが、AVSを省の職員として直接採用するのではなく、認可を取ったNPOと委託関係を結んでいる。自閉症にかかわらず、いろいろな障害を専門にしたNPOが10程度ある。
- AVSを申請して、認めらえた時間のみ付けられるが、その時に、省が勧めるAVSを付けるか、あるいは認可されたNPOが雇用しているAVSの方を取るか、家族が選択できる。それでも足りない場合には、公費で家で理療法士などを取ることができる。

### 5 ハード面の整備状況

- 建物が歴史的建造物であり、バリアフリーのための改修はできない。

### 6 その他

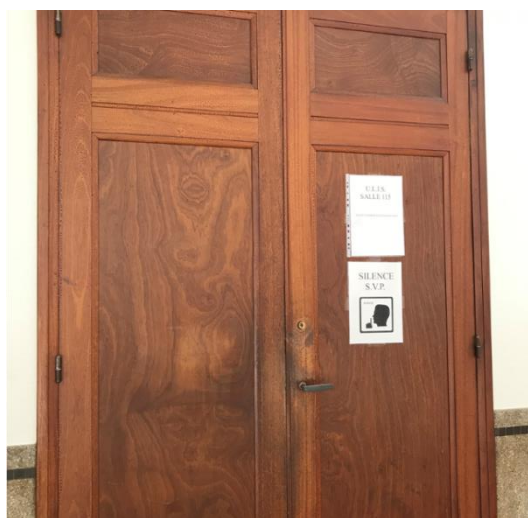
- 家族が提供する情報の質が一番大事である。例えば、音に敏感とか、目から入ってくる情報が過敏という情報が重要である。「寝付きが悪く夜中に3回も起きました」と言われたら、次の日のプログラムに休憩を入れるようにする。家族の協力なしにはプロジェクトはできない。
- 社会との関わりも非常に重要である。給食の時間にみんなと食べること、インクルーシブで一般の教室に行くこと、ULISの中にいることだけでも社会性や関わりはできている。IEM、施設との協力による活動も行っている。そのような関わり、つながりをコミュニケーションの発達のために重要と考えており、これにも家族から提供される情報が非常に貴重である。

○現在、政府が力を入れているのは、早期診断、早期発見である。早期発見することで、早期からコミュニケーションに力を注ぐことができる。

○フランスは社会医療施設、ULIS、保護工房（軽い障害がある子供を就労支援する作業所。文科省管轄）、その3つをキープし、それぞれ連携を取った唯一の国である。3つの根拠法にまたがっており、社会保障法と公衆衛生法典と教育の法典の3つが根拠になっているため、所轄の省も、この部分は文科省、この部分は厚生省、この部分は社会不公平是正省となっている。

○フランスはインクルーシブ教育、特に、自閉症に関する対応が遅れているというのが国の認識である。2018年4月に首相が、フランスが大変遅れていることを是正しようと声を上げ、必ず特別なニーズがある子供に教育を保障しよう、少なくとも義務教育の小学校から高校までは、きちんと継続的なフォローをしようと提唱した。

○政府は、この9月から障害児の保護者のための電話ホットラインを開設した。保護者から電話があった場合、その回答を24時間以内にすることを目標に掲げている。



ULIS 教室の入り口「静かに」と書かれている。

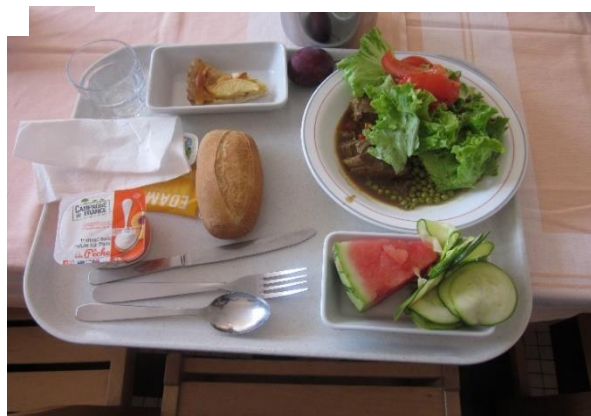
子供たちがとるべき行動を絵で示されている。



学校自体が歴史的建造物であるため、施設面のバリアフリー化は難しい。



パソコン室



給食

## (2) ル ファール医療・教育研究所（民間研究機関）

ル ファール医療・教育研究所は民間の IEM であり、学校以外での活動や自立に向けた技術習得などについて、視察を行った。



### 1 研究所の概要

○民間の IEM として国に認定され、運動障害や知的障害等で通常の学校には行くことが困難な学齢期の子供から成年期段階までの子供を受け入れている。

### 2 インクルーシブ教育の状況

○視察施設の子供の受入れは、6～12歳まで通常の学校に通い12歳からここに来る、ピラリスに行く、全く一般のクラスに行くなど様々なパターンがある。

○研究所は、教育的機能を有しているが、施設で過ごしても、学校の卒業資格は得られない。

### 3 児童・生徒の状況

○施設への通学頻度について、1週間に3日、余裕がある子は4日来るようにしている。1人ずつ個別にその1日のプログラムが与えられ、可能な子供は一緒に外に行き、公共の交通機関に乗ったり、買い物に行ったりする。

○活動プログラムについては、厚生労働省から指針が出ており、さらに教員自身が経験も踏まえて作成する。プログラムは、実生活の役に立つことを念頭に個人の能力に合ったものを決めている。

○テクニクのクラスでは、緑化活動、庭師になる練習や洗濯、調理で仕事ができるように訓練する。学校の活動としては時間的に不十分のため、4年間担当の教員を替えずにクラスを続けている。

○体育では、自転車とかクライミング、ゴルフ、水泳、柔道などを行う。馬セラピーやドッグセラピーも行っている。心理療法士が担当し、ドッグセラピーは犬を介して自尊心を改めて確認させるのが目的である。

○子供たちが16歳になったときに保護者を呼び、オリエンテーションとして、今後について話し合う機会を設ける。その際に、就労支援アトリエとかデイホスピタルなどがあることを説明する。

○17歳から、就労支援施設等に行くために実習が始まる。実習をやり、好きなものが確定したら、そちらの道に進む。それが就労支援アトリエならば、そこで洗濯などの作業を始めるが、そのときに必ず、MDPHによって、どこに就労するかを認めてもらう。

○毎週、提携している就労支援アトリエから生徒を受け入れ、洗濯などを教えている。就労アトリエは功労省の管轄であるが、生徒は、20歳から定年退職する年齢までアトリエに属し、仕事の対価として給与を得ている。アトリエからの受入れは、視察施設を利用する生徒にとっても「仕事」について考えるきっかけとなり、未来への準備の意味もある。

○視察施設では、利用する子供たちは卒業後の進路が決まるまでは、施設を卒業しない。

#### 4 教員・その他指導者等

- 特別教育支援者が6人いて、それぞれ10人の子供を担当している。自分の担当が決まったら、その子について各教員と連絡を取ったり、保護者と連絡を取ったりする。専任スタッフは30人いる。
- 同じ担当教員とラポールを築くため、3～4年一緒過ごす。
- 障害が重い場合は、エドゥケーターが1対1で付くことがある。
- メディカルチームには、非常勤のドクター、1人の臨床心理士と2人の心理運動療法士、1人のスピーチセラピストがいる。
- ドクターは入所希望者の書類を審査する。家族、本人と面接して、本当に子供がこの施設に合っているかどうかを医学的に審査する。また、各入所者に対して、精神的な健康面と、身体的な面を医学的にフォローしている。

#### 5 ハード面の整備状況

- 2つの教室が各階にあるほか、洗濯と裁縫を習う教室、菜園、キッチン、アクティビティルームがある。

#### 6 その他

- 近所の別のIEMの施設と連携を取っている。



生徒への連絡事項と、相談ルーム

料理やアイロンがけ、園芸など  
自立に向けた活動に取り組む。



## 第3章 視察③ アメリカ

### 1 視察機関

アメリカ合衆国（以下「アメリカ」という。）では、カリフォルニア州の障害児教育について視察した。

種別	機関名
研究機関	Loyola Marymount University
研究機関	California State University, Dominguez Hills
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	WISH Charter School
小学校	University Park Elementary School
中学校	John Muir Middle School
中学校	Edward J. Richardson Middle School
高等学校	Los Angeles High School

### 2 アメリカ合衆国及びカリフォルニア州の教育制度全般の概要

#### （1）障害者権利条約関係

- アメリカは、2009年7月に障害者権利条約に署名したが、批准しておらず、締約国になっていない。
- アメリカにおける、障害者政策全般に関わる中核的な法律として、1990年に成立した「障害のあるアメリカ人法（Americans with Disabilities Act: ADA）」が挙げられる。
- 教育に関する法律としては、個別障害者教育法（Individuals with Disabilities Education Act: IDEA）がある。IDEAは、①障害のあるすべての子供たちが無料で個々のニーズに応じた公教育を受け、将来の高等教育や就労に向けた準備を行うことや、②障害のある子供への教育を提供する州・教育機関等を支援すること、③教育支援効果を評価し、それが向上していることを確認すること等を目的としている。

## (2) アメリカにおけるインクルーシブ教育の概要

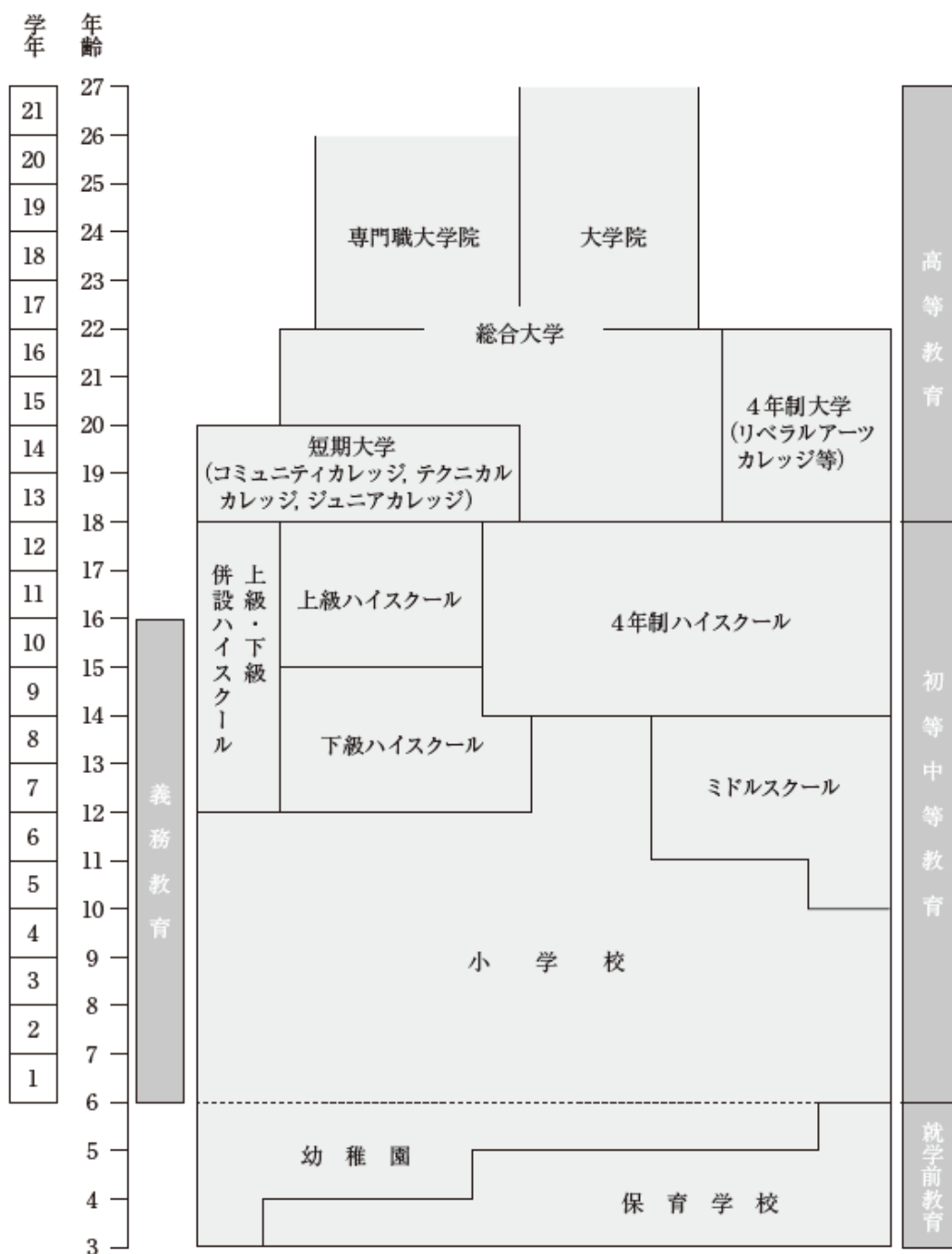
- アメリカは連邦国家であり、法制度は連邦法と各州法からなる。教育に関する法令も各州政府が所管するため、州ごとに教育制度や実情が異なる。
- アメリカの義務教育の年数は州により異なり、30州が16歳まで、9州が17歳まで、11州とワシントン DC 区が18歳までと定めている。すべての公立学校において、税金により学費が無償となっている。小学校から高等学校までの学年の構成も州により異なり、州の教育方針や教育施設の規模により決定する。一般的に小学校は1年～5・6年、中学校は6・7年～8年、高等学校は9年～12年の学年が含まれる。なお、日本と異なり、学区内の高等学校（パブリックスクール）に進学する際、入試制度がない。
- アメリカの教育機関の形態は、日本と同様の公立・私立学校に加え、チャーター・スクールがある。チャーター・スクールとは、特別認可を受けた初等・中等教育レベルの学校であり、公的な資金援助を受けて設立される。学校の運営は、委託されている民間グループが担当し、所定の期限内に設立当初の目標が達成できない場合や児童が集まらない場合は閉校となる。州や学区の規定にとらわれず、自由なカリキュラムを組むことができる点が特徴である。
- 障害のある子供の教育については IDEA の「個別化された教育プログラム（Individualized Education Program: IEP）」に明記されている。IEP は各学区の有識者チーム（教員、両保護者など）によって開発され、法的拘束力をもつ。IEP の中には、子供の現時点での教科学習の達成レベル、機能的な遂行能力、測定可能な年間達成目標等、様々な事柄が記載される。

## (3) カリフォルニア州におけるインクルーシブ教育の概要

- カリフォルニア州では、カリフォルニア州教育省（California Department of Education: CDE）が中心となり、大学と連携して障害者教育のための人材育成を行うなど、様々な取り組みを実施している。教育機関で生徒の状況に合わせた指導を無償で提供している他、障害者教育を実施する1000以上の私立学校・機関を認定し、多角的に障害のある児童・生徒を支援している。
- また、特別教育に関する諮問委員会（An Advisory Commission on Special Education: ACSE）において、障害のある生徒の研究・支援や、州知事・州議会・カリフォルニア州教育省等への政策提言を連邦法・州法に基づき行っている。



(4) アメリカの教育体系



文部科学省「世界の教育統計」(平成 31 年度版)

### 3 視察調査結果

#### (1) Loyola Marymount University (研究機関)

Loyola Marymount University では、カリフォルニア州のインクルーシブ教育について、副学長、研究者から説明を受けるとともに、カリフォルニア州インクルーシブ教育推進担当者、教師とテレビ会議によりディスカッションを行った。



#### インクルーシブ教育の状況

- 1974年5月に障害者に対する権利に関する法律を基に経験が積み重なり今に至る。
- 日本の学習指導要領に当たるものは、アメリカでは州ごとに決められている。一方で、合衆国として IDEA という法律がある。教育内容については、州のスタンダードと IEP との関係性の中で個別に決まってくる。
- カリフォルニア州の予算の取り方では、国と州の予算が、通常の教育に関するものと、特別支援教育に関するものが別扱いとなっている。但し、予算上の想定を超えてしまうようであれば、支援は外さざるを得ない。支援が外れた子は、部分的な取り出しで対応するか、場合によっては他の施設で受け入れてもらうといったこともあり得る。自閉症等に伴う行動障害があり、他校のプログラムの方が適当である場合については、他校で対応をしてもらうこともある。
- ロサンゼルス市では、インクルーシブ教育は、法律を施行したらすぐに浸透するわけではないと考えていたため、誰がどのようなプランを立てるのかということを確認していくよう努めた。
- 「支援が必要な児童・生徒」の捉え方は多岐にわたっており、「学習進度が遅い」、「貧困」、「第一言語の習得が不十分」などの場合も支援の対象となっていた。
- 支援はすべて個別の対応となる。学校と保護者が話し合って対応を決める。
- 各学校では目標を明確にし、支援が必要な子供の家族にも教育方針の策定に関わってもらうことを重要視し、地域の中での共通理解を目指すようにした。
- ロサンゼルス市ではインクルーシブ教育の理解啓発のために、教員への必修研修の開催や、モデル校においてインフォメーションセンターを作るなどを通して支援している。
- 教員に対するサポートも充実してきている。保護者に対するサポートはこれから充実させていきたいと考えている。
- 全ての子供にどのようなサポートが必要なのかを考え、特定の子供だけでなくそれが他の子供にも役立つことが大切である。
- 障害がいじめなどにつながるのではないかという考えは、障害の捉え方について社会で許容されていないことが原因と考える。

### 児童・生徒の状況

- 家庭教育を選択する生徒も存在するが、原則、一度は通常の学級に籍を置き IEP を作成することとなっている。
- 支援の態様は様々であり、チャーター・スクールの教員が訪問して指導する（その中でも教員がインシチブを取って教えるのか、保護者が教えるのかという違いがある）場合もあれば、療養施設のようなところで受け入れる場合もある。
- 重度の障害のある子供に関しても、すべて教育対象になる。以前はそのような子供は教育制度の中に組み込まれていなかった。これは倫理の問題であり、市民の務めであると考えている。なお、カリフォルニア州の中で重度障害の割合は1～2%程度である。

### 教員・その他指導者等

- IEP で行う支援のために適したスタッフを雇うことも、必要がなくなった場合に解雇することも、難しい。ワシントン州などは、教員に資格を与えて、トレーニングの制度を設けている。



カリフォルニア州教育庁職員等との  
テレビ会議

## (2)California State University, Dominguez Hills (大学)

California State University, Dominguez Hills では、アメリカのインクルーシブ教育の研究者から、最近の研究や知見等のレクチャーを受けるとともに、学長や大学教職員も交えて意見交換を行った。

### インクルーシブ教育の状況

- 1970年代までは、完全に学校や学級で分けられていた（学区の状況にもよる）が、統一すべきという保護者からの意見が強まり、インクルーシブ教育の実施へとつながった。受入を義務化する法律の施行も追い風になった。法律では、通常の学級から生徒を引き離す場合にその理由を明示しなければならないことになっている。
- カリフォルニア州には、学習内容に関して2つの基準があり、1つは公立の学校で採用されている、通常の学級における基準で、もう一つは障害者用の基準となっている。学習する単元は同じだが、求められるものが違う。
- 全ての生徒にメリットがあるような形でインクルーシブ教育を実施していくということに関しては、特に国語、算数などの指導内容が明確な教科において、課題があると認識している。

### (学校選択のシステム等)

- カリフォルニア州には重度の障害のある生徒を受け入れる学校が存在するが、重度の生徒もまずは通常の学級で受け入れるという動きがある。学習に追いつけるか、社会的にどのように統合していくかについてはその後に考えるべきこととされている。
- 日本でいう特別支援学校のような、通常の学校と完全に分けられた学校も、アメリカにはまだ存在するが、非常に少ない。情緒的に不安定な生徒や、盲聾の生徒を受け入れている学校は、カリフォルニア州にまだ2つ存在する。寮制のものもあれば通学のものもある。

### (行動に課題のある児童・生徒との関わり)

- 基本的な考え方として、カリフォルニア州では、障害のある生徒が通常の学級で学ぶために何が足りないのかということを常に考えるようにしている。その対策が学校内で出来るのであれば学校内で対応するし、取り出しのような形で補うことが必要であれば、そのような形をとることもある。概念的にはなるが、なぜ通常の学級から取り出して対応しなければならないのか、なぜ通常の学級内で出来ないのかということを常に念頭に置くようにしている。
- 研究では、次のような状況がみられた。
  - ・統合により得たものの方が大きかったという教員もいれば、失ったものの方が大きかったと考える教員（特別な支援を要する生徒の学級に在籍している教員によりそのような傾向があった）もいた。ただ、全ての教員が、生徒がより良い市民として育っている（他の生徒への理解や共感を示すようになった）との所感を得た。

- ・アメリカにおいても、特別支援のクラスに在籍する教員の方が、「この子はまだ通常の学級に入るだけの能力がないのではないかと考えてしまうことが多く、受け入れる側の課題もあるが、送り出す側の課題というものもあるのではないかと感じている。保護者も同様の傾向がみられる。
- ・特別な支援を要する生徒の学級に在籍する教員の中には、生徒個人に関わる時間が減ってしまったと感じる者もいた。
- ・教員だけでなく、周りの生徒に対する研修も必要であると考えている。
- ・複数の障害のある生徒や知的障害のある生徒については、通常の学級における授業からより離されているという現状がある。

### 児童・生徒の状況

○障害のある生徒への対応に関しては、まず物理的統合（同じ場所に一緒にいる事）を優先する。

○研究結果によれば、次のような状況がみられた。

- ・障害のある生徒のうち約 6 割は、8 割以上の時間において通常の生徒と同じ教育を受けている。障害のある生徒が通常の学級の中で教育を受けると、通常の生徒と比べられることになるため、より力を引き出してもらい、良い成績を得るとの結果もある。
- ・通常の学級と特別な支援を要する生徒の学級が分かれて設置されている学校で、数年前からインクルーシブ教育を目指して統合の準備を進めているところを取材対象とし、通常の学級に在籍している 3 名の教員と、特別な支援を要する生徒の学級に在籍している 3 名の教員にインタビュー等による分析を行ったところ、全体として抵抗感がだんだんなくなっていったということが分かった（通常の学級と特別な支援を要する生徒の学級で、抵抗感や不安のありようはそれぞれ異なっていた）。
- ・通常の学級の中で教員がただ教えるよりも、学生同士で協力し合って教える方が、より理解度が高まることがあった。通常の学級で学ぶことになった障害のある生徒にとって、メリットが大きい。
- ・美術のクラスなどでは、通常の生徒よりも特別な支援を要する生徒の方が優秀であることもあった。
- ・アメリカでは、過去 40 年間の間にインクルーシブ教育を採り入れてきて、意図していなかった思わぬ影響として、通常の学級で障害のある生徒と接点があった生徒が大人になり、職場などであまり抵抗感なく障害のある方に接するようになったということがある。
- ・うまく交流できるような環境が整っていればうまくいくが、そうでないと難しい。交流環境が整っているというのは、物理的に一緒にいるということだけにとどまらず、心境として受け入れられていると感じることができるということが大切である。
- ・統合されたクラスと分けられたクラスでの教育上の成果への影響について、学業の結果と、社会的にどの程度統合されたのかという 2 つの指標で分析を行ったが、どちらも影響としては小さいとの結論に達した。他方、より統合された環境で学んだ生徒は、そうでない生徒に比べてより良い成績だったという分析も出た（これらの結果については、教育を行う教員が優れていることが前提である）。

○実際の授業等で教員が工夫をして障害のある生徒に対し働きかけるような部分はまだ弱いと感じる。

### 障害の種類・生徒と卒後の状況

○ 知的障害がある生徒に対して就労に特化した教育がされているか、という点については、カリフォルニアでは障害者の自立や就学を重視しているが、まだ十分でないところもある。

### ハード面の整備状況

○ 施設面（例えば大学で障害のある方に対応した設備が整っているなど）での拡充は進んでいる。



研究者等とのディスカッションの様子

### (3)University Park Elementary School (小学校)

University Park Elementary School では、パブリックスクールでの授業を視察するとともに、小学校への就学の仕組みや幼児教育との連続性、入学後の支援、初等教育について、説明を受けた。

#### 1 学校の概要

- 視察校は 1967 年に設置された地域で一番古い学校である。
- Pre-Kと呼ばれる幼稚園前のカリキュラムから、幼稚園～小学校にかけて 6 学年の児童を預かる。
- 全生徒は 540 名程度在籍している。
- 学校は 18 クラスで編成され、1 クラスは平均 20～30 名の生徒がいる。教員は、学校定数の範囲内で配置されており、学級担任 18 名に加えて、特別な支援のために 2 名の教員が配置されている。
- カリフォルニアへの移民や外国からの転勤者の子供を受け入れる指定校であり、多国籍の児童が在籍している。

#### 2 インクルーシブ教育の状況

- 学区内の学校の中で全てのニーズに対応できるような体制を整えている。少なくとも学区に 1 校は、何らかのニーズ（障害種別も含む）に対応できる学校を設置している。
- 低所得の家庭に対しては、合衆国の予算で昼食費用が全額補助されるプログラムがあり、この学校では 3 割の児童が利用している。アーバイン学区の平均が 18%のため、地域では利用率が高い方である。
- 視察校では、IEP（個別化された教育プログラム）に基づく教育を行うため、校内に教育センターを設置している。また、受け入れは基本的に通常の学級で行っているが、支援の必要な児童がいる場合、補助教員をつけている。
- IEP の内容によっては、家庭学習を選択する児童もいる。
- テキストがレベル別になっており、その評価や進捗もそれぞれのレベルに応じて行われている。
- 取り出し授業は個別ニーズに合わせて実施している。
- CBT（Computer Based Text）を活用し、授業についていけているかどうか、介入が必要かどうかを適時適切に判断できる仕組みを整えている。
- 言語障害、知的障害に対して、英語学習の延長線として対応していた。

### 3 児童・生徒の状況

- 全校の 80%がコアカリキュラムについていける児童、残りのうち 10～15%が授業についていかれず状況に応じて介入を受ける児童、最後の 5～10%が常に介入を必要とする生徒（特別な支援を必要とする生徒も含む）。
- 車いすの児やダウン症の児童も在籍している。学区内には自閉症や情緒不安定の児童に対するプログラムを豊富に用意している学校や、視覚、聴覚や身体障害に対するプログラムも多数用意されている学校もある。これらの生徒への教育は、なるべく通常の学級の中で行う（難しい場合は取り出し授業で対応する）。

### 4 教員・その他指導者等

- 特別な支援を担当する教員が低学年担当 1 名、高学年担当 1 名の計 2 名配置されている。
- 軽度の障害のある児童に対しては、児童 3 名に対して教員 1 名、重度障害もしくは自閉症を持つ児童に対しては、児童 2 名に対して教員 1 名を配置している。
- 算数の実施体制は児童 24 人に対して教員 1 名、アシスタント 1 名の体制。アシスタントに教員免許の様な資格は不要。アシスタントは 1 週間当たり 5 時間～15 時間の授業を必要に応じて担当している。

### 5 ハード面の整備状況

- 算数の授業では、フリーアドレスでどの席に座っても良いことにしている。高い机や低い机など様々な座席があり、児童はそれぞれ自分に合った座席を選択している。

### 6 その他

- 学区全体で 600 名生徒が増えた。（選ばれる学区である。）
- 私立の学校の対応となる児童もいるが、その数は非常にわずかである。
- 私立の学校に通う児童に対しては、学費補助など、できる限りの支援をしている。学費補助は学校の予算から捻出され、プログラムは本校の通常の学級に戻ることを前提に組まれる。
- 第三者としての学区内財団があり、学区全体で年約 2 千万円の教育資金の支援を受けている。



## 外国人、移民等への支援

- 外国から来た児童・生徒に対するサポートが手厚い学校である。
- この学区では英語の他に 72 の言語が使われており、全体の 40%を占めている。その中でも対象が多い 6 言語については、コミュニティエゾンという担当を置いて重点的に対応している。
- 外国から来た児童・生徒は、まず ELPAC というテストを受験して、英語の 4 技能の能力を測定する。結果に応じて初級、中級、流暢の 3 レベルに分けられて、それぞれに応じたプログラムを受講する。初級の生徒についても、基本的には 1 年で課題をクリアして、その後 5 年から 7 年かけて学業のタスクに追いつけるよう言語スキルを付けていくことを目標としている。言語開発プログラム (Language Development Program:LDP) というサポートプログラムを実施している。
- 保護者教育にも重きを置いており、IPEP プログラムと称して、無料のワークショップを年 33 回テーマ別に開催していたり (HP で開催について確認することが出来、参加申し込みも HP 上で可能)、timely topics と呼ばれる面談を年 4 回実施したりしている。これらの取組を通じて、保護者にも言語力をつけてもらえるよう取り組んでいる。



コンピュータールーム

パソコンは、普段はコンパクトに壁際のロッカーの中に格納されており、授業の際に児童・生徒が各々取り出して、好みの机で使用する。

## 校長先生や教員等との意見交換

外国から来た児童が多いことから、保護者に対する語学の授業も行っているなどの説明を受けた。



#### (4) John Muir Middle School (中学校)

John Muir Middle School では、授業見学を行うとともに、教科学習や視覚障害、聴覚障害のある子供への専門支援について、説明を受けた。



##### 1 学校の概要

- 生徒は 1,500 名、教員は 58 名配置されている。
- 学区の中では視覚障害、聴覚障害のある生徒を受け入れる指定校となっている。情緒不安定の生徒についても受け入れを開始した。

##### 2 インクルーシブ教育の状況

- 障害の捉え方は多岐にわたっており、学習進度の遅い場合や発達障害も含んでいる。
- 数学の基礎クラスは初級 (basic) と基礎 (fundamental) の 2 展開となっている。障害の重い生徒は初級 (basic) と基礎 (fundamental) のどちらかに在籍しているが、初級 (basic) には数学が苦手な健常の生徒も在籍している。基礎クラスにおいては、同じ課題について、能力に合わせて対応するといった対応が取られている。
- 学校においては、毎日 4 科目 (国語、社会、数学、理科) と体育、選択科目を学習することになっている。選択科目の中には、手話 (障害の有無にかかわらず受講できる) や基礎クラスにおける教員のサポート (3 年生だけが選択可能、学校全体で 70 名程度が希望) などがある。
- 毎週金曜日は IEP の目標に応じた学習をする日になっている (木曜までは通常の授業と一緒に受ける)。
- 年 1 回保護者が学校に来て、翌年のサポートの内容を学校と相談して決めることになっている。その場でそれまでの 1 年間の振り返りも行う。

##### 3 児童・生徒の状況

- 視覚・聴覚障害に伴う取り出しクラスは全学年で 10 名が対象となっている。うち 3 名は 1 日中取り出しクラスで授業を受ける。この 3 名は複数障害を抱えている。対応は 1 名の教員と、もう 1 名学区から派遣された生活支援のためのスタッフで行っている。
- 視覚・聴覚障害の重複障害クラスで、ダウン症の生徒が指導を受けていた。
- 情緒不安定な生徒も受け入れている。
- 教科ごとにグルーピングを工夫しており、生徒同士が積極的に意見交換しながら学習を行っている。

#### 4 教員・その他指導者等

○情緒不安定の生徒に対するサポートとして9名のスタッフが配置されている。

○特別な支援が必要な生徒の少人数クラスは10名～14名の学級編制で、教員1名とサポートスタッフ1名がついている。通常のクラスは25名の生徒に加えて、支援が必要な生徒5名～8名が在籍しており、合計30名～33名となっている。

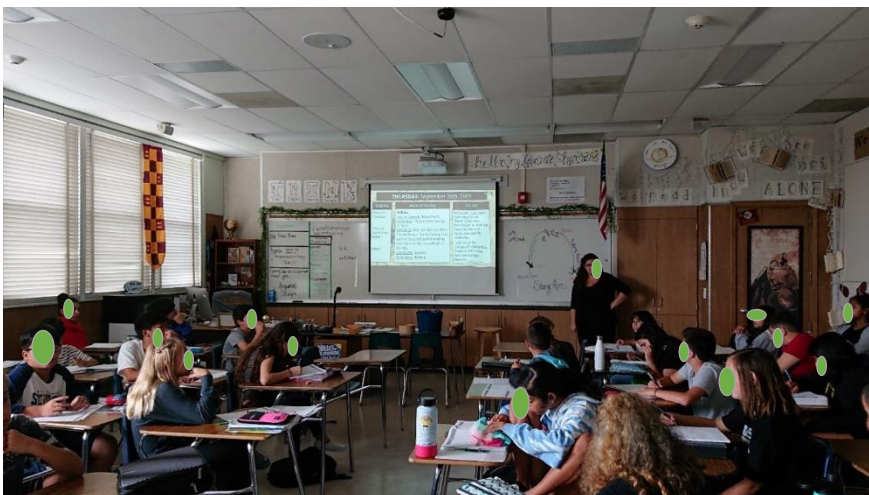
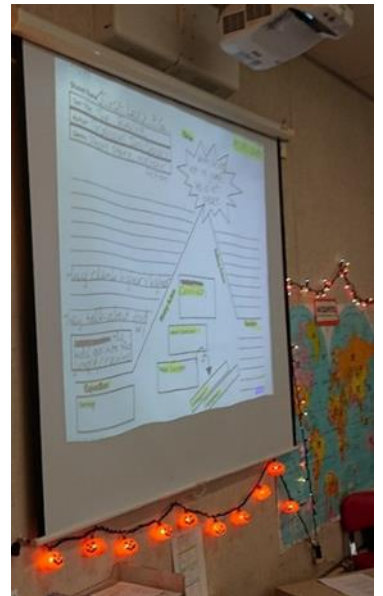
○数学の基礎クラスの基礎（fundamental）を担当する教員は、教員免許の他に特別支援の免許を持っており、サポートのスタッフは学区における特別支援のトレーニングを受けている。



#### 歴史の授業

支援が必要な子供のプリントには、

既に関き込みがしてあるなど、様式を分けている。



#### インクルーシブ教室での国語のディバートの授業

この日のテーマは「このハンバーガーが一番美味しい」

## (5) Edward J. Richardson Middle School (中学校)

Edward J. Richardson Middle School では、授業や下校時間帯の生徒の状況を視察するとともに、知的障害のある生徒への支援について説明を受けた。

### 1 学校の概要

- 知的障害、情緒障害を中心に重度の障害のある生徒を受け入れる指定校となっている。
- 教員は 31 名、生徒は約 730 人在籍している。

### 2 インクルーシブ教育の状況

- 体育以外の全ての授業で通常クラスでの統合した授業を行っている。
- 視覚障害、聴覚障害や自閉・情緒の重い障害に関する受け入れは別の学校が担当している。
- 自由席でディベート、外部講師とコラボした演劇など、自由度の高い授業が展開されていた。
- 日本人が多いエリアであり、英語ができない子供には取り出し授業が行われていた。
- 日本の教育レベルより 2 ～ 3 年遅いように見受けられた。

### 3 児童・生徒の状況

- IEP のプログラムの生徒が数名通常のクラスに在籍しており、必要に応じて取り出し授業を行っている。
- 特別な支援を必要とする生徒のクラスにおいては、日本の知的障害特別支援学級でいうと、障害の重い生徒 8 人が在籍しており、授業では具体物などを用いた基礎的な指導が行われていた。障害の程度が中～重度の車いすの生徒やダウン症の生徒、また、自閉症や情緒障害のある生徒も在籍している。この取り出しクラスの生徒たちは、体育のみ他の子供たちと一緒に授業を受けるが、その他の時間は当該クラスで過ごしている。
- 人工呼吸器をつけた生徒も在籍している。校長は、学校には看護師が配置されているため、対応については問題ないと考えている。
- 知的障害程度では中程度の生徒が、取り出し指導を受けていた。
- 通常のクラスでサポーターがついている生徒は、発達障害か学習障害であるように見られた。
- 学区の高等学校に進学するのが、基本である。

#### 4 教員・その他指導者等

- 学校の生徒の状況に応じて、教員やサポーターが配置されている。視察時は、知的障害の取り出しクラスで教員 1 人、サポーター 5 人が配置されていた。
- 重度の障害がある生徒が在籍するクラスでは、特別支援の免許を有する教員が担当している。
- 音楽の授業でサポーターのついた生徒がいた。

#### 5 ハード面の整備状況

- 校舎は全て一階建てであり、通路や校庭も広い。
- 学校の備品等は、寄付で購入している。

#### 6 その他

- ほとんどの生徒が、保護者のマイカーで登下校しており、下校時の校門周辺は送迎車で混雑していた。
- 重度の障害のある生徒 5 人は、スクールバスを利用していた。



敷地がとても広く、校舎は全て一階建てである。

セキュリティが厳しく、授業中も各教室に鍵をかけていた。

校舎内の写真撮影も厳禁であった。



## (6) Los Angeles High School (高等学校)

Los Angeles High School では、学区のインクルーシブ教育担当者と学校の推進担当教員から学校での推進体制、中学校からの進学受入れの状況などについて説明を受けるとともに、授業見学をおこなった。



### 1 学校の概要

- インクルーシブな教育を導入して2年目の高等学校である。
- 支援が必要な生徒がいる場合、1クラス30名~40名のところに教員を2名と支援スタッフを1名置いている。支援が必要な生徒の割合は、30人当たりで10名以下に抑えている。

### 2 インクルーシブ教育の状況

- 視覚障害や聴覚障害については学区に専門の学校があるが、この学校でも受け入れている。
- 2年前からインクルーシブな学校運営に着手し、現在、1年生と2年生は全てインクルーシブになっている。なお、自閉症については3クラス、知的障害については1クラスが、少人数の別クラスで対応している。このような対応は、他の高校についても同様ではないかとのことであった。
- 中学校では障害のある生徒と分かれて授業を受けていたが、高校に入ってインクルーシブになった。ただし、主要教科については取り出し授業となり、別の授業を受けている。
- 評価についてはA~Gの段階で評価するが、評価指標は生徒の個々の状況に応じて設定される。設定されるレベルによっては、卒業証書の代わりにカリキュラム修了証を発行する場合がある。

### 3 生徒の状況

- 知的障害や自閉症の生徒が在籍している。
- 障害の程度は軽度から中度の生徒をインクルーシブ教育の対象としており、重度の障害の生徒は分けて授業をしている。
- 進学コースにも支援が必要な生徒は在籍しており、支援が必要な生徒の範囲が広いといえる。
- 情緒不安定な生徒については、重度の場合私立学校に行くこともあるが、視察校で受け入れている。視察校では週1回、1時間カウンセリングの時間が設けられている。
- 人工呼吸器をつけている生徒もスタッフ同席の上、通常の学級で受け入れている。

#### 4 教員・その他指導者等

○教員には、Co-teaching のために1年前から、チューターのような形で、トレーナーを付けており、そのような体制でインクルーシブ教育に対応できる体制を広げていきたいとのことであった。

#### 5 ハード面の整備状況

○ ICT 機器等を活用したユニバーサルデザインの授業があまり行われていない。

#### 6 その他

○支援が必要な生徒と通常の生徒は、課題を助け合ってこなしたり外で一緒に遊んだりしている。

○一緒に助け合うことが大切。インクルーシブにすることで、健常者の生徒の成績も上がった。



IEP会議のテーマ

インクルーシブな教育を導入するに当たっての課題や苦労したことなどについて、担当者から説明を聞いた。この後障害のある子供も含め、学校が変わったことに対する感想を聞いた。

## (7) WISH Charter School (幼稚園、小学校、中学校、高等学校)

WISH Charter School では、幼稚園から高等学校までの授業を視察するとともに、各学部の校長から指導体制、内容、個別の支援計画の実例などの説明を受けた。

### 1 学校の概要

- WISH Charter School は、幼稚園から高等学校までを擁するチャータースクールの一つであり、公募型研究開発校である。
- 視察校においては、小学校では学級担任が殆どの教科を教え、中学校以降については教科担任制を敷いている。
- 1 クラス 33 名を定員としているが、基本的には小学校は 20 名～25 名でクラス編成を行い、1 学年が 90 名程度となっている。
- CHAMPS という目標設定をしている。各学年やクラスの状況に合わせて教員がそのクラスにおける目標を掲げている。
- 障害のある生徒と無い生徒と一緒に学ぶことを学校では大事にしているということであった。
- コロラド・メアリーマウント大学やカンザス大学との連携も行っており、縦のつながりが進学にも良い影響を及ぼしている。

### 2 インクルーシブ教育の状況

- IEP は、学校内のチームで判定がなされる。その内容に照らして十分な支援が得られていないと保護者が判断した場合には、公聴会のような第三者機関に申し出ることが出来る。第三者機関は状況について審査し、裁定を行うことが出来る。この裁定は強制力を持つ。
- 支援が必要な児童生徒に対しては、学習面でのサポートが入る。高等学校においては授業が履修できない場合、その教科について再履修をする必要があるが、留年という制度はないため、結果的に「卒業」とはならない場合がある。



### 3 児童・生徒の状況

- 1 学年 90 人程度。障害のある生徒は、学校全体の 13%程度である。（全ての校種）
- 支援が必要な生徒に係る情報（どのようなコミュニケーションをとるか、目標の達成度合い、行動の変化、学校のスケジュール、何を食べたか、など）は、個別の指導バインダーに記録する。  
バインダーは学内で共有するほか、保護者との連絡にも使用する。
- 進路指導クラスがあり、長期的にサポートを行っている。卒業生をまだ出していない。
- 児童・生徒は、入学の理由は障害の面や経済の面など様々あるが、この学校に入学することを望んで来ているので、やる気がある。
- 小学校 1 年生のクラスに、聴覚障害のある児童が 1 名、身体障害のある児童が 3 名在籍していた。
- 中学校にも聴覚障害の生徒が 1 名おり、専任の職員が付き、パソコンを使用して指導していた。

### 4 教員・その他指導者等

- 教員は、校内研修を行い、カリキュラムの組み立てや評価方法について共有を図っている。
- 教員は、支援が必要な児童生徒に対応するためのスキルを身に付けるため、学校が主宰する研修に参加する。
- IEP によって支援が必要であると判定された生徒が在籍している場合に、その支援に必要な分だけ支援スタッフを採用している。小学校においては、現在 20 クラスある中で 15 名の支援スタッフがついている。
- 支援スタッフは、児童・生徒一人一人に配置されており、子供がスタッフからの支援を受けやすいように、個々の状況に適した職員を採用している。
- 支援が必要な児童生徒が支援スタッフに依存しないよう、半日で担当をローテーションしている。また、担当をローテーションすることは、重度の児童生徒への対応が一部のスタッフに集中しないようにする意味においても有効である。
- 支援を担当するスタッフの中で、教員免許を持っていない者は、赤いエプロンをつけ、生徒が見た際にすぐ分かるようにしている。
- 学校の様々な場面で、保護者の協力がある。日本の PTA に似ているが、保護者が学校のスタッフとしても関与をする点が異なる。

## 5 ハード面の整備状況

- 高校棟と中学棟を結ぶ階段横には、スロープが設置されていた。
- 身体保持の支援として、背もたれのある座椅子も備えてある。
- 中学校は教科教室なので、壁面を工夫して学習支援をしている。

## 6 その他

- 学校教育の制度については、州ごとに決められており、合衆国で統一された制度はない。
- カリフォルニア州では、私立学校と公立学校があり、公立学校の中に従来の公立学校（traditional public school）とチャーター・スクール（charter school）がある。チャーター・スクールではより自由な運営が許され、教員の採用についても裁量がある。私立学校と公立学校（チャーター・スクールを含む。）の割合は1:9である。
- 日本の学習指導要領のように全国で統一された基準はない。
- インクルーシブ教育については、1970年から徐々に政策が充実していき、歴史が積み重ねられることによって、2000年代に考え方が固まっていた。

## （幼稚園）



スクリーンを通じての集団活動の時間

各々好きな本に向き合う時間



## (小学校)



### タブレット

理解度の異なる子供は各自タブレットを所持し、事前に入力されているその子に合ったレベルの情報を授業の内容や課題にあわせて取り出し、学習する。

レベルは教師と特支専門教員が決める。



## (中学校)



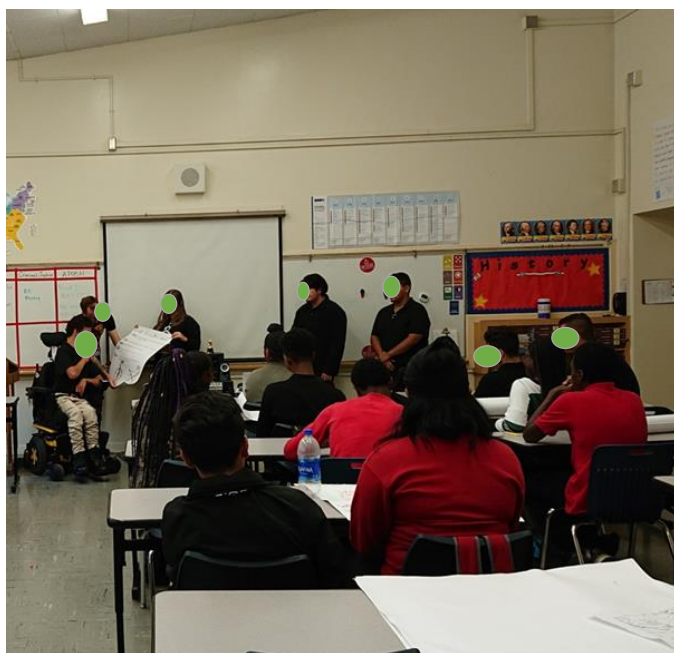
教員資格を有しない赤いエプロンをつけた  
支援員が配置されている。

中学棟から高校棟にわたる階級と  
バリアフリーの廊下

中学棟から高校棟をつなぐ階段と  
バリアフリーのスロープ



## (高等学校)



日本史の授業

手話の補助者や、車いすの生徒に教材を見せる  
介助者などが配置されている。

個別指導バイダー

特別支援が必要な高校生の指導に活用。  
保護者との連絡にも使用する。



## まとめ

- 各国の歴史的背景や、国と地方自治体の教育の権限、根源的な教育制度、多民族であることや移民への受け入れへの対応など国策上の優先されるべき課題、さらには、障害の捉え方などが異なるため、単純に相対化して比較はできないが、障害のある児童・生徒の教育について、主に次のような状況であった。
- 視察先では、障害のある児童・生徒の教育の場として、通常の学校における通常の学級、児童・生徒を取り出して教育を行う学級やユニット、特別支援学校などがある。
- なお、ドイツ、フランスでは、障害者の権利に関する条約批准を契機に、国の法律改正を行い、現在、取組を進めているところであった。

【※本概要は、視察先での聞き取りをもとに作成した内容である。】

教育の権限	
ドイツ	○連邦国家であり、総合的な教育の方向性は全州合議により決まるが、州ごとに教育制度が異なる。
フランス	○中央集権的な教育行政制度であり、中央に置かれる国民教育省は、教育課程の基準の設定から予算・人事など広範な領域に権限を有している。
アメリカ	○連邦国家であり、法制度は連邦法と各州法に基づき実施される。教育に関する法令は各州政府が所管する。公教育は各州の行政単位である学区でなされている。
日本	○教育制度や教育課程、就学の仕組みは、文部科学省が総括する。広域的自治体（都道府県等）が人事権を持ち、基礎的自治体（区市町村等）が義務教育段階の設置者となる。

就学の仕組み	
フランクフルト (ドイツ)	○保護者の意向を優先しながら、就学先を決定している。 ○初等教育は4年間であり、中等教育段階に進学する際に、就学先の再相談が実施されることがある。
パリ (フランス)	○就学先決定の際は、保護者の意向が優先されるが、県障害者会館(MDPH)の障害に係る審査が必要である。
カリフォルニア (アメリカ)	○基本的には学区内の通常の学校に就学する。必要に応じて、学区が子供の障害に対応した学校に振り分けることがある。
東京 (日本)	○区市町村教育委員会により、本人・保護者の意向を可能な限り尊重し、総合的判断のもと、就学先決定がなされる。 ○障害の程度に関わらず、全員就学させる。

障害のある児童・生徒の教育機関	
フランクフルト (ドイツ)	○通常の学校(通常の学級、取り出し授業の学級、特別な学級)、特別支援学校
パリ (フランス)	○通常の学校(通常の学級、取り出し授業のユニット)、特別支援学校、障害者団体が設立した学校など* *知的障害のある児童・生徒や医療的な配慮を必要とする児童・生徒は、厚生労働省所管の医療・療育施設(IEM)内で教育を受ける。施設での教育は学校教育修了の認定は受けられない。
カリフォルニア (アメリカ)	○通常の学校(通常の学級、取り出し授業の学級、特別な学級)、州が認定した学校(チャータースクール)、特別支援学校 ○障害の重い児童・生徒は、在宅や私立学校により教育を受ける場合がある。
東京 (日本)	○通常の学校(通常の学級、特別支援教室・通級による指導、特別支援学級)、特別支援学校

インクルーシブ教育の取組	
フランクフルト (ドイツ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多くの州では、本人の安全や他の児童・生徒への関わりなどが良好の場合は、初等教育段階から通常の学級の中で授業を受けることができる。</li> <li>○居住区域ごとに、特別支援学校が相談センターの機能を果たしている。</li> </ul>
パリ (フランス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一部の小・中学校には取り出し指導のユニット（ユーリス）があり、児童・生徒の状況によって、通常の学級で学習する時間がある。</li> </ul>
カリフォルニア (アメリカ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○できる限り通常の学級で学習することを目指す。重度の児童・生徒もまずは通常の学級で受け入れるという動きがある。</li> <li>○学習に追いつけるか、社会的にどのように統合していくかについては、その後に考えるべきこととされている。</li> <li>○取り出しの授業を行うときは、IDEA（個別障害者教育法）の規定に基づき、取り出す理由について IEP（個別化された教育プログラム）に記載しなければならない。</li> </ul>
東京 (日本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常の学級でほとんどの時間を学習し、一部の時間を特別支援教室で学習する、通級による指導が行われている。</li> <li>○特別支援学級の児童・生徒と通常の学級の児童・生徒の交流及び共同学習が行われている。</li> <li>○全ての特別支援学校に在籍する児童・生徒は、原則、地域の小・中学校において、副籍をもつよう規定されている。</li> <li>○特別支援学校が、区市町村立の小・中学校の障害のある児童・生徒の支援のセンター的機能を果たしている。</li> </ul>

教員の専門性	
フランクフルト (ドイツ)	○教員は州の公務員である。州政府が、特別支援学校及び支援級の教員資格を有する教員を、地区ごとに割り振りをして配置している。特別支援教育の教員資格を得るためには大学4年半～5年の課程と実習期間2年を合わせて7年近くかかる。
パリ (フランス)	○ユースでの指導を行うためには、基本的には特別支援教育に係る資格が必要である。特別支援教育の資格習得には、1年近くかかる。教育法制、教育方法、家族との関係、さらにユースなどでの教育についてケーススタディー等から構成されたプログラムである。
ロサンゼルス (アメリカ)	○スペシャルニーズを有する生徒がいることの多い基礎クラスの担当教員は、教員免許の他に特別支援教育の免許を有している。また、サポートスタッフは、学区において特別支援教育のトレーニングを受けている。
東京 (日本)	○特別支援学校では、特別支援学校教諭免許状を本来有しなければならないが、当面の間幼・小・中・高の教員免許状を有するものは、特別支援学校の教諭になれることとなっている（教育職員免許法付則第16項） ○公立特別支援学校教諭免許状保有者（東京都81.7%）

障害のある児童・生徒を通常の学級で受け入れる際の教員以外の支援者の配置	
フランクフルト (ドイツ)	○保護者が申請する学習介助員、介護員、看護師等やソーシャルワーカー（市の派遣）
パリ (フランス)	○学校生活支援員（AVS）、学校生活雇用者（EVS）（国の補助）
カリフォルニア (アメリカ)	○学校が採用する支援員や、看護師等（州の補助）
東京 (日本)	○区市町村により、学習支援員、介助職員、看護師等（国の補助）



学校施設のバリアフリーの状況	
フランクフルト (ドイツ)	○学校が歴史的建造物となっており、バリアフリーのための改修ができない場合がある。
パリ (フランス)	○学校が歴史的建造物となっており、バリアフリーのための改修ができない場合がある。
カリフォルニア (アメリカ)	○土地が広く校舎も平屋建て、又は低層階のことが多く、バリアフリーの問題が表面化しづらいところがある。
東京 (日本)	○障害種別に応じたバリアフリー化を区市町村が進めている。

海外視察調査のまとめとして、各国の教育の主な相違点を、「教育の権限」、「就学の仕組み」、「障害のある児童・生徒の教育機関」、「インクルーシブ教育の取組」、「学習内容の基準」、「支援者の配置」、「学校施設のバリアフリーの状況」の項目ごとに視察先での特徴として整理した。これらの知見に基づき、視察先の国々と日本の状況について、比較し考察する。

○視察先の各国では、特別な教育的ニーズを有している児童・生徒の対象に、障害から生じる困難さを抱える児童・生徒のみならず、移民等で第一言語が習得できていないことから生じる困難さを抱える子供たちや、貧困のために十分な教育を受けることができない子供たちなども含まれており、「インクルーシブ教育」の概念は、各国によって様々であった。

○日本では、学校教育法施行令等に基づき、特別支援学校や特別支援学級等の対象となる障害の区分や程度が明確に示されるとともに、その概念は全国で統一されている。どの自治体でも、等しく子供一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育や支援が受けられることは、日本の大きな特徴である。

(多様な学びの場)

○ドイツ・フランス・アメリカにおいても、障害のある児童・生徒の教育の場として、通常の学校における通常のクラス、日本の通級指導や特別支援学級に相当するような児童・生徒を取り出して教育を行うクラス、日本の特別支援学校に相当する学校などが全ての国々に設置されていた。多様な学びの場を設けることにより、特別な支援を必要とする児童・生徒の教育的ニーズにきめ細かく応えることは、日本と共通していた。また、視覚障害や聴覚障害への専門的な指導や支援を行うための特別な学校の位置づけの重要性についても日本と共通した認識であった。

○一方、フランスでは、知的障害の程度が重度である児童・生徒、通常のクラスで他の児童・生徒に他害をしてしまうなどの行動的側面から影響を与えてしまう児童・生徒、また、医療的なケアを必要とする児童・生徒については、公教育とは異なる、医療・療育施設内で教育的配慮を受ける状況があった。

○アメリカでは、重度の障害のある児童・生徒については、在宅で指導を受けることや障害者団体等が設立した私立学校において教育を受ける場合があり、公教育に位置付けられていた。

(学習内容の特徴)

○ドイツ及びフランスでは、国や州で定めた、日本でいうところの学習指導要領に基づく指導が行われていた。アメリカについては、学習指導要領に相当するものはないが、州ごとに学習内容のスタンダードが示されており、特別な教育的ニーズがある場合には、基本的には IEP（個別化された教育プログラム）に基づく支援及び指導がなされていた。

○フランスでは、特別支援教室の子供が、比較的多い時間数を通常の学級で学ぶシステムも構築されているが、障害のある子供が通常の学級で授業を受ける場合は、特別な支援はなく、授業の進行は、通常のクラスの児童・生徒の進度を基準として、授業が進行されている。進級にあたっては、在学中の1回に限り、同じ学年で再度在籍（いわゆる「留年」）することができるが、2回目以降は履修の有無にかかわらず卒業していく制度となっている。

○また、ドイツ・フランス・アメリカは、多民族から構成される国家であり、移民の受入れも多いことから、第一言語を十分に習得できていない保護者の子弟などに対する早期からの第一言語習得に向けたシステム構築に尽力している様子が見られた。その過程において、いわゆる学習障害等の障害から生じる困難さにより、言語獲得が難しい児童・生徒に対する指導と第一言語獲得のための指導が同等に扱われるなどの現状がみられた。

#### (就学制度の仕組み)

○ドイツ、フランス、アメリカともに、就学の決定に際して、相談の前提として、通常の学校に在籍することが念頭に置かれる。しかしながら、通常の学級で学習することが著しく困難であると考えられる児童・生徒の就学に当たっては学校教育の対象とならない場合があり、療育の対象として病院や在宅で過ごす児童・生徒が存在する。

○ドイツでは、初等教育の4年が経過した段階で、次の義務教育段階に移行するための観察指導期間があり、通常の学校から特別支援学校又は、その逆などの相談が柔軟に行われていた。

#### (学級定数の考え方)

○ドイツ、フランスでは、通常の学校に加えて特別な教育的ニーズに対応した教育を行うための学級や学校はあるが、日本の「学級定数」という概念がなく、在籍する児童・生徒数に関わらず学級の人数が決まっていたり、校長の申請によって教員数が配当されたりしていた。

○フランスの特別支援教室では、児童・生徒数の「定員」が決まっており、入級に際しては申し込み順で決定される。定員以上の受入はしない状況があった。

○アメリカでは、人的配置は各学校の創意工夫に任せられていることが多く、そのための予算についても、公的資金の獲得をはじめ、学校の経営努力に委ねられている状況がある。

○日本では、公立小・中学校（通常の学級、特別支援教室や通級による指導、特別支援学級）、特別支援学校を各自治体が設置しており、国の基準に基づく「学級定数」、「教員定数」があり、それぞれの学校及び学級は、日本全国どこでも同一であり同じ指導や支援を受けることが可能になっている状況がある。

(教員の専門性)

○視察先において、各国とも特別支援学校や通常の学級から取り出したクラスを指導する教員は、通常の教育に対する教員免許等に加えて、特別支援教育に関する免許や資格を必要としている。我が国では、特別支援学校については、教育職員免許法に基づく特別支援学校教諭免許状を本来有しなければならない。しかしながら、同法附則第 14 項、15 項により、当面の間、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教員免許状を有するものは、特別支援学校の教諭になれることとなっている。一方、特別支援学級や通級による指導を担う教員は、特別支援学校教諭免許状を所有することが望ましいとなっている。